

ようなのが実情でございます。そこでこの調査会の終ったあとで医療制度調査会が始まり、それに対しても今度私は副会長という地位があるので、副会長が二度に一回、三度に一回休むざるを得ない、という状況では、この重大な問題の審議を責任を以て果すことができない、というのが私の第一の理由でございまして、その多忙の故を以てこのほうの調査会は御免をこうむりたいと、いうことを厚生次官にも申上げて、実はそう言わないで来てくれというお話をございましたけれども、実情が今申上げましたよ、うな実情でござりますので、そう休みながらこの調査会に参画するのはけしからんといふ私自身の考えでござりますから、あえて辞退を申し上げたのでござります。従つてこの医薬制度調査会のほうの審議がどのように行われたか等、今委員長のお言葉に對しては一切私は知らないのでございまして、従つてこれはお答えができない、こういふふうに申上げる以外ない、と思います。

会が開かれたことが一度あつた記憶をしておりますが、その際にも不幸にして出席ができなかつた、これは出席するつもりでおりましたけれども、出席をすることができなかつたのでございましたして、そのような状態でありますので、先ほど申しましたように、これけは非常に無責任になつては申訴ないといふ理由から、私は御辞退を申上げて、初めから終りまで本格的な審議の行わされたその調査会のほうは一度も出席してもららうということです、やめさじで頂きましたのでござります。

○委員長(山下義信君) わかります。た。それでは最後にお願いいたしまして、た分の、医療分業制度に関する御意見を承わりたいと存ります。○証人(藤林敬三君) これは如何でござりますが……。何か御質問でもございましたら、お答えしたはうが私のほうとしましては非常に寒なような気持が、なまざいましよう。何か御質問でもございましたら、お答えしたはうが私のほうとしましては非常に寒なような気持が、なまざいましよう。何か御質問でもございましたら、お答えしたはうが私のほうとしましては非常に寒なような気持が、なまざいましよう。これ／＼しか／＼の占いでどう考えるかといふような御質問でも頂ければ……。そうでないと余りにも大きな問題で一般的でござりますので、私も実は証人というから、一般的に御事情を聞かれるものと思つておりましたので、意見を述べるならば、もう少し準備もして来たのですけれども、意見を述べるというような考えは持つて参りましたので、意見を述べるならば、もう少し準備もして来たのですけれども、意見を述べるというような考えは持つて参りましたので、むしろ御質問を頂いたほうが、私としては非常に樂だと思いますが、如何でございましょうか。

れはかなり多大な調査会でございましたので、当初は医師会、歯科医師会、薬剤師会からいろいろの／＼資料、なかなか医師会から多量の資料を頂戴いたしましたし、その資料の御説明などを伺つておきましたが、いよいよ審議に入る段階になりましたから、特別委員会なるものが設けられて、そして私もまだその特別委員会に選ばれたのでございましたが、たが、これは比較的少人数でございまして、これは非常に熱心に論議が行われて、一応結論に到達したといふよろしくな次第でござります。いろいろ医師会、歯科医師会の御意見の対立もこの間にはあつたのでございますが、まことにどうにか結論に達したと、私は考えております。

ます。が、臨時診療報酬調査会の答
案、医療制度調査会のいわゆる分業案
度の御調査になりまする非常な有り
な、且つ又有力なる資料になつたと
考へでございましようか、如何でし
うか。

○証人(藤林敬三君) これは有益な資
料になつたかならないかは、私のお考
えを申上げる限りでないと思ひます
が、これは調査会のほうでどのように
御利用になるか、若し医薬分業をや
ならば、当然こうした方式、併しそそ
いう結論が診療報酬調査会で出たから
といつて、その結論が直ちに医薬分業
を結論付けるわけではない。医
薬分業が行われる場合には、こういふ
ようなことが当然考えられなければな
らないと、いうことは言えますが、併し
その結論が出たから医薬分業が必ずし
も結論として結論付けられて来るとは
私も考へていない、その限りにおいて
は、先ほど申しましたように、医薬分
業と重大な関係はござりますが、別
な調査会でござりますし、議論がおの
ずから別に分れるものと、又分れて然
るべきものと私は了承しております。

○委員長(山下義信君) それでは他の
委員のかたから、御質疑が別にないよ
うでござりますから、先ほど私が申上
げました医薬分業問題につきましての
証人の賛否の御所見を承わりたいと思
うのであります。

○証人(藤林敬三君) それでは先ほど
申しましたように、こういつもりで
実は参りませんので、私が若しもう少
しよく準備したならば申上げられたと
思うような意見も、或いは落すような
結果になるかも知れませんが、従つて
又話の順序が狂つたり何かして甚だお

聞き苦しい点もあるうかと思いまして、私から何がしか意見を述べさせて頂きたいと思います。結論的に申しますと、私は今日我が国で医薬分業を実施することには反対でございます。反対である一つの大きな理由、勿論いろいろな理由が私にございますが、一つの大きな理由は、国民の一人として考えてみますと、どうも今医薬分業を部分的にも或いは全般的には勿論行われがたいのでございます。なぜそれを行われましても、これは国民の医療負担の増加になる虞れがあるということを特に考えたのであります。なぜそれじや国民の医療負担の増加になるかと申しますと、一つのまあ具体的なことを申しますと、これは私が臨時診療報酬調査会の一員として、つづくべきところ考へざるを得なかつた事実でござりますが、医薬分業が行われて、お医者さんが処方箋をお書きになると、うしてそれが薬剤師さんの手に渡つて、薬剤師さんが患者の調剤をする。その際に薬剤師は調剤料の何がしをとりになるということです。勿論今日の社会保障制度の中におきましても、私は余り細かい技術的なことを存じ上げんのでございますが、やはり調剤料がどれこれかといふことは多少きめられておるようでもあるのでござります。従つて別段そくなつたからといって、この事実は薬剤師が調剤料をおとりになることは別に新らしいことでもないよう伺つたのでございますが、併し私はこういう立場にわけてしまふということは、今日の開業医の状態から見ると、別段開業医のことについて、我々が薬を受取つて参ります

す場合には、処方箋をこうだとか、調剤料がこうだとかいうような工合に、お医者さんの診療報酬の中では明確にこれまで分けられていないのが実情でございます。勿論こういう状態を先づなくさなければ、もつとはつきりさせなければ、医薬分業ができないというので、診療報酬を合理化するいろいろな方式を私たちには考えたわけでござります。考えたわけでございますが、併し事実はそう合理的な方式では、一応分析もし、議論の結果一応みんなの意見が一致したような形になりますと、併れども、併し実際の開業医のかた々の実情はそうではない。そこでこういう実情に対して、こういう合理的な方式を、診療報酬を、これ／＼しか／＼だという項目に分けて、これを当てはめて行くという段になりますと、これは単にお医者さんのほうばかりではなくして、とにかくいろいろな場合がそうでございますが、私のごときもしばしば労働組合の賃金の問題に関与しております。まことに、そこでも全く同様であります。まあお医者さんのほうをこういふう例に比較することは甚だ不穏担当かも知れませんが、全く事態は同様でございまして、と申しますのは、こういふうに臨時診療報酬調査会でいろいろな診療報酬の合理的方式、その分析といふようなものが行われましたが、併しこれで分けて見て、医薬分業が行われたから調剤手数料の部分はお医者さんの収入から減つて、そうしてこれが薬剤師の収入に肩替りして行くのだといふうに考えることが、合理的に考えることができればいいのですが、私はこれは不可能なことだと思う。何となれば、從来こういう二分割の状態で、

お医者さんの手許に入つていたものを、これを今更減らすと、ということは、極端に減らすことは、その分だけお医者さんの収入が減るということは、およそないものであります。そこでまあ実際の社会的な問題といたしますと、我々三者から、乃至国民として事態をこういふようにやるためにには、お医者さんの反対があるなしを問わず、一応やはり往来通りのお医者さんの収入を、これを確保しなければならないというような措置をとらざるを得ないのであります。そうすると、今度薬剤師のほうに廻つた調剤料は国民が余計に負担せざるを得ないと、いう結果が、私は当然出て来るものと考えざるを得ない、そこでそういうものに対してもこの際医薬分業に対する反対だ、但し私は根本的に医薬分業に反対ではございません。医薬分業の理想を説かれて今日これは反対する人は恐くないと私は思います。ただ問題は、だからこういふ医薬分業の理想をいつどのような形にして、どのように実現するかが問題である。医薬分業そのものについて恐らく多くの人たちは反対しない。今日は先ほど申しましたような意味において、私はだから医薬分業ということは反対だというわけなのです。それではどういう形にすれば医薬分業ができるかと言えば、今申しましたようなお医者さんの報酬の実情でござりまするので、これももう少し医薬分業が行わるような工合に、これを変化しめて行かなければならんだろうし、又他方

ると思ふ。薬剤師のかたゞの収入、ございますが、これは丁度診療調査のほうで、いろいろ資料を三つの関係の体から、又厚生省当局から我々委員もおつたのでございますが、その中に一つ厚生省でお調べになつた資料に、こういうのがあるのでございます。同じ薬をほんの薬局でどううら価格で売つたかというような資料を頂いたわけでございますが、その資料を頂いたことがございましたが、私もまた、こんな全くの素人から見て非常に驚いたことは、同じ薬でありながら、或所では十円とつておるかと思えば、或所では四十円で売つておるというふうな事実があります。いわば薬の販売価格はこのように、悪く言えばべらぼうに大小高低がある。こういう事実があわかつたわけをごさいます。この点に関しましては、薬剤師のかたゞが、まあその調査も不十分であつて、そんな不十分な調査で以てここへ出されとはけしからんといふような御反対がございましたけれども、まあともかくこの調査は多少信頼ができるない、いろいろの意味において調査不十分な点があるにいたしましても、実際に薬の価格がこのように大小しておるということは、いわば薬剤師が薬を売る場合の販売者として、いろいろな価格で以ておる一般国民乃至は患者に薬を売つておるといふことは、何か木に竹を繼ぐまでにこのような状態であるのに、これに片一方では非常に理窟を付けた調剤料というようなものをこれにおつけるということは、何か木に竹を繼ぐだという感じもしないわけではございません。およそ物の価格といふものが

問題にされます場合は、やはり本に依る
で、もう少し全体としても合理なよう
な方向におのずから向くようになら
ねばならないじやないかと思う。ふ
つと極論を申せば、私がこのように毫
素値段といらものがいろ／＼違つてい
るんだから、僅ばかりの調剤料とい
うものをここに附加されることは意味が
ないというようにも、私としては考
えざるを得ない。私はだから診療調査
会の委員の一人としては、薬龍師が替
り調剤料なしで、いろ／＼なものを使
いろ／＼の価格で売つておる。これは
すでに統制価格じやないから、これは
れる。これは薬の販売者としてはやは
り統制が外されておるのであるから、そ
れに何をか調剤料をくつづけるとい
う必要があるというのが私の議論であり
まして、こういうようなことをする医
薬分業をする必要はない。若しも薬剤
師のかたゞ／＼が調剤料をとらなくとも
いいと言うならば、私も医薬分業に賛
成したかも知れませんが、そうおつし
やらん限りにおいて、先ほども申しま
したように、ここで医薬分業をやる限
りにおいて、その部分だけ国民の負担
が殖えざるを得ないという危険に到達
せざるを得ないのであります。これも
一つの理由でござります。

それからこれは極く一般的な議論で
甚だ恐縮でございますが、およそ物事
は、こういう医薬分業というものは、
その理徳に従つて行く限りにおいては
医療制度のいわば合理化でございま
す。医療制度の合理化でございますの
で、こういう医療制度の合理化が行わ

事柄が、やはりこういぢ合理的な制度を実現して行くにあきわしいようにな準備されなければならぬ。ただその末端の部分だけが合理化されて見ましても、その背後にある諸事実がまだ旧態依然たるものがあつて合理化されないというようなことは、これでは折角花を咲かせようと思つて花ばかりに気をとられておりましても、本がしつかりしなければ立派な花が咲かんといのと同じで、これをもつと具体的に言えば、例えばこれは私たちそらいうことを噂に聞きましたが、ここでこうちう診療調査会が昨年の夏以来発足した。やがて近く日本でも部分的にも医薬分業が実現するのではなかろうかというような声が世の中に伝わりますと、例えば医科大学の学生諸君の中に医薬分業を卒業してお医者さんになるのに、内科や小兒科のお医者さんになつたのでは食えないから、今のうちに眼科や外科のお医者らんに変つたほうがいいので、本来内科志望の学生が外科志望の学生に転向するものが多いといふことをそれとなく伺つたのであります。私どもの大学にも医学部がございまして、一、二の学生をつかまえてそういう噂があるのは本当かと言ふと、学生の中にはそういうことを言つておるのがありますというようなことも聞いたのであります。で、医薬分業が行われるということになると、こういたしまして、よきにつけ、悪しきにつけ、このような大きな影響がこういぢところにも行くのですから、又医薬分業が行われる場合には、お医者さんと

薬師としてどういう教養をお持ちになり、薬してどういう教養をお持ちになり、薬教育の問題等からもう少し考え方直して行かなければならんということござります。国民一般にもそれの心構えも必要でございましようし、又いざれにいたしましても、これは国民のほうから言いましても、医療負担の問題であり、経済的な、生活的な問題であり、更にこれは又直接の関係が社会保険、健康保険の問題に関連して参りますが、健康保険法の点数の問題のことよりも、やはりもう少しこの薬師会、歯科医師会並びに一般国民の納得の行くような合理化を逐次もう少しやつて行った上で、そうしてそういうことが一切れは準備された上で、適當なる時期を測つて適當なる方法で医薬分業を考えるということのほうが私は筋じやないか。今日のところではそういうところに考慮が払われないで、結論の先だけを早急に実現するというような意味のように受取れるのであります。私は医薬分業には、先ほど申しましたように根本的には反対ではございません。私もこれは二十数年前にドイツに留学しておりました当時、やはりドイツの間にはそういう制度がございました。私も医者にたま／＼かつて、医薬分業の制度のお医者さんが、どういう開業医がどういうところで診療するかという経験の持主であるが、かつて、私も医者にたま／＼かつて、医薬分業が行われたから、さほど不便とは感じません。だから今日大都會で医薬分業が行われても、そういう意味の不便はない。それはまあお医者さんから

薬屋へ行くとすると不便なといふ、そういう反対があると思いますが、そういう議論は殆んど問題にならない。要するにそういうことは瑣末なことで、つて、それでもう少し社会的な事態として、それでもう少し社会的な事態としては、いろいろ各方面的事態を医薬分業のためにもう少し整えるといふようなことを、我々国民としても努力を払うべきじゃないかというように私は考えておるのでございます。

準備をしていませんので、もう少し考えると、申上げたいというような点も出て来るかと思いますが、無準備でありますので、これくらい私の話は終りたいと思います。

○委員長(山下信信君) 証人のかたに對しての御質疑はございませんですか。

○井上なつゑ君 わよつとお伺いいたしますが、只今医薬分業についての反対の第一は、このお医者さんの生活程度を下げることに対し反対だというように承わりましてのをございます

が、お医者さんは病人からいろいろと信頼されなければなりませんので、一般の人よりも生活程度を高くしなければならんということの意味でござりますか。それが一つでござります。それからもう一つ承わりたいのですが、薬剤師のかたは現在においては調剤には反対で、売薬業者として十分に生活ができるとお考えになつていらつしやるのをございましょうか。この二つを承わりたいと思います。

○証人(藤林敬三君) 先のほらの御質問でございますが、私は決してお医者さんは余計収入がなくてはならん、そのため云々という議論には必ずしも賛成はいたしません。私が申しました

のは、お医者さんが現に受けたおられる報酬が高いか低いかといふことも勿論議論の余地がござります。これはもう少しお医者さんの収入が減るならば、国民の医療負担も減りはしないかといふことも勿論考える余地があると思ひます。あると思いますが私が先ほど申上げましたのは、そういう議論ではなくして、今日の大体お医者さんの収入が高いか低いかはそれはともかくとして、一応これ／＼の収入を持つておられる、その持つておられる収入を減らすというような場合には、必ずそれはお医者さんが反対されるのは当たり前でございまして、現状維持を主張されるのはこれは当り前でありますし、私はだから、而もそれをやる場合には、我々世の中で問題を取扱う常識的な態度から言えば、まあ事態の、制度の変革の場合には、その従来の報酬だけは確保して上げようというのが、これが当たり前の考え方であります。こういう私の議論であります。

○理事(小杉繁安君) 次に派遣議員の報告をお願いいたします。第一班の井上理事からお願ひいたします。
○井上なつゑ君 諸議に基きまして、只今上程されております医師法、歯科医師法及び薬剤師法の一部改正に関しまして、地方におきまする各界のかたがたの意見を開く会が仙台と名古屋を開催いたされましたのでござりますが、私どもは仙台に参りましたので、その状況を御報告申上げます。
五月二十日宮城県と山形県と福島県よりの代表者の出席を求めまして、仙台におきまして医業分業についての意見を開くの会を催した次第でござりますが、この会を催します前に、参議院から宮城県に対しまして、会の準備方を依頼いたしましたのが五月十五日でございまして、この間準備の時間が非常に短くございましたので、宮城県といたしましては、非常に心配をなさないまして、特にこの宮城県下におさましてのこれまでの状況が、医師、薬剤師の間に何らの問題も起つておりませんので、却つてこういうような公聽会のようなものが催されたということは、私は聞くの会といふのでございまが、先方では公聽会とおとりになりますが、公聽会を催されることによつて、いろいろ／＼紛争を来たしはしないかといふことで、参議院にお断わりの電報があつたりなんかいたしまして、そ

く厚生省の三浦事務官と専門調査員室の今藤調査主事が先発いたしまして、先方のほうとよく話をいたされまして人選に相当県が困られたということは、実事でございますが、結局その開くの会は余り時間を要すまいというところで、県では当日の午後二時から五時まで用意して頂きました。それから当方からの出席議員は有馬、小杉、中山藤森、藤原各議員と私でございました。県のかたに座長をお願いいたしましたところ、そうした前に挙げました事情の下に県ですることは困難の様子をお示しになりました結果、とにかく一応座長を私にしろということをございましたので、僭越ながら私が座長をさせて頂きました次第でございます。

めて行くにいたしましても、相当の準備時間がいるのではないかというような空気が感ぜられました。そして結局これは皆さんの御意見ではお医者さんと薬剤師が対立して行くことになつては困るので、結局お医者さんと薬剤師のかたゞくが相協力をして行かないこと、この問題を進めて行けないのではないかといふような意見が出ましたのでござります。

大本これらの御意見を分類いたして

てほしいという條件付で賛成されました。それから私立病院に勤務する薬剤師のかたでござりますが、これは医業にすれば、誤診ということがなくなりますので、これに賛成する、それと今度は的確なお薬と的確な調剤をなすことができるので、病気を短縮して経済的にも非常に負担が少くなれる。それと先進国は医療分業であり、国際保健機関にもこれに参加した今日、絶対に医療分業にすべきであるという御意見であります。それから町長さんの御意見といたしまして、医療分業の法案は医療がよくなると政府は確信があつて出しておるのでありますようが、そういう確信があるならば一日も早く断行して欲しい。そうしてそれによつての今度の医療分業によつて国民のために不便になつたり、医療費の高くなつたりしないようにして欲しい。そして医療内容は向上し、病気をしても早く治し、とにかく社会保障制度を立てて早くこの法案のように進んでもらいたい、ということでございました。言論界の代表者からは、先進国が分業をやつておるのであるから、いずれ分業になると思うけれども、強制分業にしなくとも何とか分業になつて行くのではないかと思う。それにしても社会保障制度を早く確立して行けば、この問題は非常に早く片付くのではないかというような御意見でございました。それから、法案を出した以上は政府は責任を持つてもらいたい。それから医師と薬剤師の論争が多いので一般国民は非常にこの問題についてわかつていないのじやないか、それについては政府は責任を持つてもらいたい。そこでございました。そうしてもつと

国民に考えて、もとより余裕を与えてもらいたい。それから分業について国民が納得しているから、これをしたらどうかといふような御意見が出ておりました。それからお医者さんにも話を聞いて反対しなくなつて下さるだらうというようなことでございました。それから現在でも処方箋を発行されているのだから、お医者さんに思い切つて処方箋を発行して頂いてはどうか。これからお医者さんもこれ併し強制分業によりまして、実施後かなり不安なことは見逃せないことであります。それから医療費は高くなるか安くなるか判断ではわからない、とにかくお医者さんと薬剤師のやりかた如何によつて定められたい。国民にとつては不便であるけれども、利益はある。医療内容は変りがなければ分業は必要なないが、医療内容はよくななければならないというような御意見でございました。

に反対である。分業になれば医療費は高くなる。医療内容は変わらないけれども、国民にとつては不便である。自然の成り行きで分業になつて行くことが望ましい。その次は東北大學附属病院の歯科医師のかたでございましたが、これも法律で強制は反対である。文化が進むにつれて分業になるので、そういうようにすればいいではないか。それから釜石市長のかたは、法律を以ての強制分業は反対。薬価は安くなるけれども医療費は高くなる、国民生活の現状から見て高くなることは困る。文化が進歩すれば自然に分業になるのであるから、そういうふうにやつてはどうかということございました。それから、法律を作るときには法律を作る目的をよく考えてもらいたい。医師、薬剤師のための法律でなくて国民保健のための法律で、そういうふうにしてもらいたい。

いか。分業になつたら医師、薬局が近くにあればよいが、今のところでは不安である。民情と民意に副つて考えてもらいたい。県地方労働委員のかたたちは、現在のままの状態で処方箋の発行ができるのであるから、強制分業は国民に知られてないのであるから、このことについて啓蒙をしてもらいたい。杜会保障制度を確立されたい。それからその次は被保険者の一人でございますが、いわゆる医薬分業については七十年間も医師と薬剤師が論争されているが、一般国民が何らこのことを知らない、それで病氣になつたときは何をかも医師任せでこれまで来たということを感じられる、このことも是正しなくちやならん。医薬分業をすれば不便になる。それから現在でも任意分業で医師が処方箋を書いてくれることについておりますが、患者は要求することができないという現状にある。それから処方箋を発行することは、患者が病気になつたとき治す上に望ましい。それが被保険者の一人の御意見でござります。

これは賛否不明のグループでござります。それから健康保険組合のかたへ思ふ。薬剤師の場合においても、分業になつて適正調剤という言葉が出て来る非常に困る。それから専門分野になると非常に困る。医師、薬剤師の分野を専念してもらいたい。それから保険経済の豊かでない現状から医療費の高くなるのは困る。医療の内容についてはおののく分野で熱心にやつて行けばよいと思うというのが健保組合の一人の御意見でございます。そのほかにございますが、省略いたします。

それからその次は医師会、薬剤師会の意見でございましたが、これは大体参議院におきましてすでに伺つております意見と大同小異でございましたので、これを省略させて頂きます。

大体以上が仙台におきましての会の概略でござります。

○理事(小杉繁安君) 次に第二班の松原委員にお願いいたします。

○松原一彦君 先般院議によりまして、医業分業の問題に関する多數国民の意見を徴するため、本員ほか三名が中部地方に派遣を命ぜられたのでござります。五月二十一日、愛知県庁におきまして、医業分業について意見を開く会を開催いたしましたのであります。年長の故を以ちまして、私が座長に推されました關係上、私からその概要を御報告申上げます。

君、川崎君、中山君、藤森君、藤原君と、事務局側からは多田専門員ほか三名がこれに参加いたしたのであります。当日公述人は愛知、岐阜、三重各県より医師会代表四名、歯科医師会代表三名、薬剤師会代表四名、社会保険団体代表六名、愛知県より言論界代表一名、市町村長各一名、社会保険被保険者四名、病院勤務医師、薬剤師、歯科医師各一名、労働団体二名、一般受療者三名、主婦二名、合計三十五名の出席を得まして、医薬分業について強調分業がいいかどうか、医薬分業によつて医療費が高くなるか安くなるか、又国民は便利か不便か、医療内容はよくなるかどうかについて、各階層の国民の意見を聴取したのであります。又一般傍聴人は二百二名に及びましたのであります。この諸君からもあとで書面によつて意見の提出を求めたのであります。先ず参加者の公述に入る前に、本員より医薬分業に関する今回の改正法案の経過並びに法案の内容についての概略、要点の説明をいたしました。午前中は愛知県医師会代表鶴川常二君の意見開陳に次ぎまして、薬剤師会、歯科医師会の各県代表及び社会保険団体、言論界の代表の意見並びに個人の意見が申述べられたのであります。その結果は、改正法案を否とする者九名、可とする者九名、同数でござります。午後は一般といたしまして、市町村長、社会保険被保険者、一般受療者、労働者、主婦等の意見が述べられましたのでござります。その結果は、改正法案を否とする者七名、可とする者十名であります。その結果は、改められたのでございまして、賛否不明の者が一人ございまして、午前午後を通じて否とする者十五名、可とする者十九名、

不明が一員という結果と相成つたのであります。今少しくその内容について申上げます。午前中の各界代表の意見中、否とする者九名の内訳は医師四名、歯科医師三名、国民健康保険二名、精神科医師一名、言論界一名であります。可とする者の九名の内訳は薬剤師四名、健康保險三名、国民健康保険二名であります。可否それ／＼の主張は、今までに中央でたび／＼申述べられて来たことと同様でありますので省略いたします。

次に、午後の一般の意見中、否とする者六名の内訳は、村長一名、医師二名、歯科医師一名、一般受療者一名、労働者一名、主婦一名であります。可とする者十名の内訳は、市長一、町長一、健康保険者二、国保被保険者一、薬剤師一、一般受療者一、労働者二であつて、賛否不明の一人は主婦でございました。

次に、反対理由の主なるものは、不便を主張する者七、時期尚早を主張する者二、その他となつております。又賛成理由の主なるものは、治療、処方の公開により国民が納得する、不安がなくなるとする者五名、職業専門化により医療内容が向上する者四名、健保、国保において差別待遇が除外され明るくなるとする者二名、その他となつております。

「知事小杉繁安君退席、度貞長著席」

四名中賛成六十三名、うち女性二名、反対十一名、うち女性一名であります。それで、これを職業別に見ますと、賛成は薬剤師が二十三名、商業十二名、官公吏四名、労組関係者二名、自治団体離員三名、団体役員及び各種委員五名、会社員九名、農業一名、新聞関係一名、無職三名となつております。又反対十一名の内訳は、医師五名、商業二名、官公吏二名、会社経営一名、無職一名となつております。

次にこれを理由別に分けて見ますと、賛成の場合におきましては、公開治療、公開処方が二十二名、職業専門明確化が十九名、医療合理化が十四名、医療内容が向上するとする者十一名、医療費が安くなるとする者十一名、便利になると認める者が三名、その他となつております。又反対の場合におきましては、医療費が高くなるとする者六名、国民の自由を束縛するという者二名、患者にとつて不便不安であるとする者が四名、医療が低下するものとする者二名、その他となつておりますのでござります。

これを通覽しまして、国民医療の進歩のためにそれべく専門化することについての反対は殆んど私はないと認めるのであります。ただそのため今日の経済状態から医療費全体の上に高くなるということは、どこまでも困る、高くならない範囲において医療そのものの向上を望むといふ、これは虫のいい考え方のようであります。が、このかたは長く歐米におられたかたで、この方面のことには相當詳しい意

前提出條件となりますので、その責任を負ふべき医師会に転嫁せらるることは非常に不妥であります。医師会その他の民間に諸問せらることは、それはもう御自由であります。念を入れて頂かなければなりませんが、責任は政府にある。政府がこの法案を提出した以上は、責任を持つて昭和二十八年の一月一日からできるものということを、ここに確信を持つておかかり下さらなければ、この問題を取急いで審議することに支障を生ずるのであります。私が見るところによりますといふと、やはりそこに非常な大きな不安があるのぢやないかと思う。勿論名医の下にはおのずから診療者が市をなし、又薬医の下には雀羅が張られるのであります。どうも、ありますから、同じ診療報酬とすれば、名医の下に走り、自然淘汰が行われますから、世間がこれを解決するようなものの、ここには政府としては責任を持つての準備行為かなされなければならんと、それによつて実質上の医業の分業が行われるといふことが確定しなければ、この法案はやはり繪に画いた餅になるのであります。責任はどこまでも政府にあるのであります。でありますから、政府はその点についても、できようと思うがと言つて、責任を日本医師会に転嫁せらるるといふことになりますといふと、これは日本医師会というものはなか／＼むずかしい団体で、まあはつきり申せば相当厄介な団体であります。すでに政府は手を焼ききつておられる現在の状態に従事しても、この団体はなか／＼挺子で

○政府委員(久下勝次君) お話の内容を伺つておりますと、新らしい考え方に基く医療報酬も、一般的な基準をきめて行く、具体的な金額を一般にきめて行くという問題と、更に個人差をその上に考えて行くという問題を、何かはつきり区別されていないようなふうにも受取られたのであります。私が申上げたのは、後半の個人差のことについて申上げたのでござります。全般の一般的な医療報酬、例えば具体的に申上げますれば、盲腸炎の手術については、これだけの報酬を医師に与えるべきであるというような意味合におきましては、私どもは確信を持つて来年末までには結論を出し得るという信念を持つておるものでござります。と申しますのは、すでに臨時診療報酬調査会に対しまして、日本医師会、歯科医師会、薬剤師協会等から、それく極めて有益なこの問題を解決いたしますための資料が提出されておりまするし、又厚生省におきましても若干の調査もいたしておりますので、これらを総合勘案することによりまして一般的な診療報酬というものはきめて行けるという確信を持つておる次第でございます。個人差の問題につきましては、同時にこれに触れて行かなければならぬことは、先ほど申上げた通りでございますが、と同時に、又私ども決してこれを責任逃れを申す意味で申上げたのではないでござります。

ざいまして、いろいろと従来からの関係もございまして、例として専門医制度といふもので日本医師会で取上げられて、専門の委員会を設けられて検討をされておりますので、そういうものができ上りますれば、個人差といふものも、それに基いて適正にきめられます。ことは勿論政府の責任でございます。ただこういう種類の問題でありますので、熱心に御検討を願つております。日本医師会に、又それに十分関係の学会等の専門家の意見も入つておるようで承知いたしておりますので、十分これらの方の意見を尊重いたしまして、私ども政府の責任におきまして決定をして行きたいというつもりでございます。くどいようございまするが、そういふように二つの問題は区別して考えなければならない問題でありますと同時に、後のほうの個人差の問題が仮に認められないといったとしても、医療報酬の面におきましては、従来に比較いたしまして、革新的な進歩をいたしたものではないかというようなことを考えておる次第でございます。

○政府委員（久下勝次君） 全般の一般的な医療報酬を新らしい標準に基きまして改めて参りますことは、医師会も全面的に賛成をしておるのであります。従いまして仮定的に、反対をするであらうというその場合のことを私どもは考える必要はないと思つております。その他の関係団体も全部新らしい診療報酬体系を作るということにつきましては、皆さん御賛成でござりますので、十分御協力を得られるものと信じておる次第でございます。

ところにより診療上必要があるとされる場合」の條件が具備すれば、私は非常にこの法案の審議がすらーと進むと考えておるのでございますが、この内容に対してどういうものであるか、どういう点をお考えになつておるかをお聞かせ願いたい。

○政府委員(鷹松一郎君) 仰せの通り、この省令で定めようとしたしておられまする事項は非常に重要な事項でございまして、この事項を正しく定めることができるかどうかによりまして、この法案の企図するところが実際に円滑に運営されるか、どうかが定まつて行くと申しましても過言ではございません。即ち医師、歯科医師が原則として調剤ができるないと定めたいたしましても、どうしても診療上の必要から、自分から調剤しなければ間に合わない場合もございましようし、又薬局が殆んど普及しておらないような地域におきましては、当然医師、歯科医師の調剤を禁止してしまうということは不可能なことは申しまでありますせん。このような場合の例外規定を具体的に省令で定めようとるのでございますが、併しこれを定めますのにいろいろ、技術的にも検討する必要があるのでございます。又十分研究をいたしまして、慎重を期さなければなりません。その意味におきまして、これをきめますために、専門家或いは学識経験者の審議を経まして、そうしてこれをきめたいというたために審議会を作りました、審議会の議を経て省令で定め、こういうふうにいたして思つておる次第でございます。

但しこの診療上必要があるという條件の中に、特に患者が是非薬をあなたのほうからもらつて行きたいという場合に、その患者の要求を法律上できないと言つて拒否しなければならないかどうかという点であります。私は自然分業となることに対しても賛成であります。併し先駆來問題となつております。医師といふものの責任範囲において、又その権限において、患者から是非薬をもらいたいという場合が生じようとと思う。又医師が単独で以て開業を許されている以上は、そういう場合ができるようと思うのであります。そのときに如何に患者が要求しても、医師は、いや法律上医師の調剤は禁止されておりますから差上げられませんと拒否するということになりますと、ここに法律上疑惑が生ずる。いろ／＼疑惑が生ずる。そうして世界的にも医師といふものの権限が新らしく考え方直さなければならぬことになると思うのであります。でありますからして、診療上必要があるというその文字の内容の中に、特に患者が求めた場合と、いうものまでも入るかどうかといふことが、私は大きな今後の分れ目になると思いますので、お尋ねしたのであります。この文字だけを見ると、医師の主觀的なものでなくしてはならんのであります。診療上必要というのは、医者そのものの診療上から来る必要條件であります。これが患者の求めるという場合、私は無制限に医者が今のような状態で処方箋も出し拒み、又調剤を専らやるということを決して好むものではないのでありますけれども、その限界があります。如何に國民が、受療者が

求めても、これは医師は法令でやることのできないということになりますと、いうと、限界を超える点があります。いかと思いますので、これを明らかにいたして置きたいのです。医師の主觀で医師の責任上必要があるとする場合のみであるか、患者がこれを求める場合もこの中にに入るかどうか、この点であります。これは国民の声であります。又法律的にきめる場合の重要な基本條件であります。この点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(鷹松一郎君) 只今仰せになりました患者が薬をどうしてもお医者さんから欲しいということは、診療上必要な條件に私は入らないと思つております。

○松原一彦君 そこで私が先般来政府に要求いたしております世界の立法令を一つお示しされたいというのであります。患者が要求した場合に医師が調剤、投薬すれば、非医師である薬剤師が調剤、診療したのと同じ條項を以てここに処分せられることが明らかにせられているのであります。「第五十六條第一項中「第二十二條」を「第二十二條第一項に改める。」といふのは、これは更に明確にいたしたものであるのであります。それ故、この医師の職分に関する問題、権限に関する問題、調剤能力に関する問題というのが、根本問題としてここに出て参つておるのであります。で、私の知つている限りにおきまして、日本の医学並びに医政はドイツ語によつてあります。七十年來ドイツ語によつて一貫して参つておりますために、医薬は分業であります。原則として医薬は分業、薬剤師のかたぐがおじいさんの代から孫の代に至るま

で、医薬は法律を以て分業となるものであると信じ切つておいでになるのでありますから、今日薬剤師のかたどうが真剣にこれを求めておられる態度には私は誠に同情すべきものがあると思うのです。併しドイツ立法と違つて、最近における民主主義の国の立法はそうではないか。歐米の例が、よく薬剤師からよこされますところのたくさん陳情の中に出でおつて、歐米では全く分業になつておるのだからと言わわれますが、併しこれはなつたのであって、したものではない。法律を以てしてしたものではなくて、絶対、社会の施設、それから教育の程度等の進化について、おのずからこうならざるを得ない、私はならざるを得ないかと思う。日本の現況を以て歐米立法に倣つたとしたときに、ここにドイツ立法と同じものをついていかどうか、そうして医師が患者の求めによつて良心的にも、私が旅行するから是非あなたの薬を今もらつて行きたい、というときに、いやそんなことは相成らんというようにな、これを厳峻に拒否する。それを犯した場合において五十六條の処分を受けなければならない。こういう立法が世界のどこかに先例があるかと、そういうことを伺つているのであります。

又その他の機会におきまして、薬剤師協会その他の証人からも話があつた通りでございます。医師の調剤或いは調剤に基きますところの薬の販売を禁止しておりますのは、ドイツにおきましては、はつきりいたしておりますし、なおイタリア、ベルギー等におきましても、その点ははつきりいたしております。ドイツにおきましては、ドイツにおきましては、ドイツ刑法の中にこれが禁止と、且つその刑罰につきましても、規定がございますし、又イタリアにおきましても、そういう規定がござりますが、この薬剤師以外の者の調剤を禁止いたしますことは、これは一般人に対しましても禁止いたしておりますのでございまして、従いましてそれらの点、並びに医師に対しては、従来も或る條件の下に調剤を認めておるのでございまして、そういう点からいたしまして、よりよき医療の向上という点を考えまして、この法案が提出された次第でございます。その意味におきまして、かかる立法が私どもいたしましては、正しいと信じておる次第でございます。

ことは結構であります。そうありたいのであります。その点に私はこの立法上ほど慎重に念を入れなければならぬものがあるということを、私は繰り返して申しておりますので、ここにヨーロッパから帰つて来られたばかりであります。スイスの一部では医師ももう今日厄介がつて調剤はせん、法律できめて欲しいとまで医師の一部では言つておる。併しこれを国民投票に求めるというと、それじや困るといふことで拒否が出て来ておる、こういうお話を聞いてるのであります。私は歐米のごとき体制にまで進むことを心から望む者でありますけれども、法律で以てこれをきめる場合に、この一点に非常な私は根本的疑義を持つのです。立法者の良心として、これは今後医師を養成する上からも、医師の権限の上からも、薬剤師の権限を守ると同様に医師の権限も国民としてはつきりさせて置かなくちやならない。大変くどいことを申すようですが、今までが、私はさような点から、世界にかような立法例がドイツを除いてありますかと申したのであります。が、今イタリアとどこぞござりますか。

○政府委員(鷹松一郎君) ベルギーと申しました。

○松原一彦君 イタリアとベルギーには医師の調剤の処分の法律があるわけなんですが、例えば從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

申上げますが、例えは從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

ておりますが、併しこれを国民投票に存じます。その点新らしい医師ヨーロッパから帰つて来られたばかりであります。スイスの一部では医師ももう今日厄介がつて調剤はせん、法律できめて欲しいとまで医師の一部では言つておる。併しこれを国民投票に求めるというと、それじや困るといふことで拒否が出て来ておる、こういうお話を聞いてるのであります。私は歐米のごとき体制にまで進むことを心から望む者でありますけれども、法律で以てこれをきめる場合に、この

一点に非常な私は根本的疑義を持つのです。立法者の良心として、これは今後医師を養成する上からも、医師の権限の上からも、薬剤師の権限を守ると同様に医師の権限も国民としてはつきりさせて置かなくちやならない。大変くどいことを申すようですが、今までが、私はさような点から、世界にかのような立法例がドイツを除いてありますかと申したのであります。が、今イタリアとどこぞござりますか。

○政府委員(鷹松一郎君) ベルギーと申しました。

○松原一彦君 イタリアとベルギーには医師の調剤の処分の法律があるわけなんですが、例えは從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

申上げますが、例えは從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

ておりますが、併しこれを国民投票に存じます。その点新らしい医師ヨーロッパから帰つて来られたばかりであります。スイスの一部では医師ももう今日厄介がつて調剤はせん、法律できめて欲しいとまで医師の一部では言つておる。併しこれを国民投票に求めるというと、それじや困るといふことで拒否が出て来ておる、こういうお話を聞いてるのであります。私は歐米のごとき体制にまで進むことを心から望む者でありますけれども、法律で以てこれをきめる場合に、この

一点に非常な私は根本的疑義を持つのです。立法者の良心として、これは今後医師を養成する上からも、医師の権限の上からも、薬剤師の権限を守ると同様に医師の権限も国民としてはつきりさせて置かなくちやならない。大変くどいことを申すようですが、今までが、私はさような点から、世界にかような立法例がドイツを除いてありますかと申したのであります。が、今イタリアとどこぞござりますか。

○政府委員(鷹松一郎君) ベルギーと申しました。

○松原一彦君 イタリアとベルギーには医師の調剤の処分の法律があるわけなんですが、例えは從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

申上げますが、例えは從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

申上げますが、例えは從來の国民療法におきましては、医師は或る一定の條件の下に歯科医師たることを許され

とか、葉局の普及がどの程度とか、これをもう少し当局側から別な場合でも結構であります。が、説明なり或いは、応の現在の厚生当局として持つておられる考え方等がありましたならば、それを一応示してもらいたいと、こういふうに私は希望したいのですが、別の機会でよろしくございます。
○委員長(山下義信君) 承知いたしました。政府に伝えます。
○堂森芳夫君 この法案は非常に重要な法案であります。黒川厚生大臣も外遊中であり、医務局長もいない。保利労働大臣が厚生大臣を兼ねておられますから、今日のこの重要な審議の委員会にも厚生大臣が出て来ないと、こういうことは我々非常に委員会としても大きな不満があると思いますので、こういう意味で我々厚生委員会はなぜ大臣が出て来ないかということも、もつと強く我々は当局に注意を喚起すべきではないかと思います。
○委員長(山下義信君) 承知いたしました。本日は政務次官が出席せられております。
○政府委員(平澤長吉君) 只今保利大臣は衆議院の予算委員会に出ておりますので、出席いたしかねるということを伝えて置きます。
○委員長(山下義信君) 今後法律案の審議につきましては、堂林委員の御希望のことく、是非厚生大臣の出席を要求することに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山下義信君) さよに措置することにいたします。

に対する感謝の決議を本委員会において決定されまして、その案文は委員長に一任いたしたいと思います。委員会にお諮りを願いたいのでござります。
○委員長(山下義信君) 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の審議は、本日はこの程度にとどめることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。
つきましては、只今井上委員から、サムス准将の功績に対する感謝の決議をいたしたいとの動議の御提出がございましたが、その案文につきましては、委員長に御一任との御動議でござりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。つきましてはその案文を朗読いたします。
サムス准将の功績に対する感謝
決議(案)
クロフォード・エフ・サムス准将
閣下におかれでは、終戦以来五ヶ年
有余にわたり、連合国軍総司令部公
衆衛生福祉局長として、よくわが國
情を理解し、常に好意ある助言と指導
を以て、厚生文化の向上と発展に
絶大の努力を傾注されたことは、
国民のひとしく感謝するところであ
る。
今日幾多の厚生関係の法令は整備
せられ、その施策の改善措置が講ぜ
られて、わが厚生行政が近代福祉國
家としての文化水準にまで引き上げ
られたことは、一に閣下の卓越した
見識と卓大な業績の賜物であると確
信する。

ここに参議院厚生委員会は、閣下の御意に基いて感謝の意を表し、満腔の敬意を表し、衷心より感謝すると共に、閣下の御健在を祈念するものである。右委員会の総意に基いて感謝の意を表明する。

御賛成のおかたは御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(山下義信君) 満場一致可決せられました。

つきましては、この感謝決議案の贈呈に關しましては、委員長、理事事に御一任することに御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。

○藤原道子君 私は厚生省にお伺いしたいのですが、看護婦法の改正は三月の三十一日に通過いたしましたのでございますが、その後私は全国の国立病院とか、或いは私立病院或いは日赤等へ参りましたて、実に容易ならざることを開いたのでござりまするが、厚生省は我々国会において改正いたしました法案を実施する意図なきやに私は聞くのでござりまするが、私はその点の厚生省のお考へを開きたいのでござります。たとえ国会が通しても、厚生省がこれを実施する意思がない。或いは又厚生大臣の定める講習といふようなものはとてもむずかしくつて、到底そんなものは実施されるものではない。たとえ国会は通つても実施が不可能なものであるから、國家試験を受けなければ駄目なんだということを各会

合において関係者が公言しておいでになります。聞き捨てにならないことだと存じまするので、責任ある御答弁を伺いたいと思います。

○政府委員(平澤長吉君) 只今のお話をございますが、政府ではさようには考えておりません。できました法律は必ず実行いたすのは当然であります。して、さようなことは考えておりません。

○藤原道子君 それではそういうことを公言した人がありといたしましたならば、それに対しても処置されますか。

○政府委員(平澤長吉君) 只今私の知つておる限りにおいては、さよくなと言つたものはないと私は心得ております。

○藤原道子君 いや、政務次官はないと言われる。私もありと云う。若しあつた場合にはどうされるか。

○政府委員(平澤長吉君) そのときには今藤原委員からお話をありましたが、調査をいたしまして、そのことが真実であるとすれば、その場合において処置をいたすよういたします。

○藤原道子君 それから今一つお伺いいたしたい。いつも我々が作った法律は省令であるとか、施行細則において非常に精神が歪められて困る。だから今回のこの省令であるとか、施行細則は至急に作るが、その作つたものは我々と連絡を以て決定するということであるという立場から、私たちとは真剣に、それこそ職を賭するまでの決意を固く委員会では決定になつておりますが、その後相当に日時を経過いたしておりますがこの看護婦法は日本の医療行政の上に非常に重大な影響があるといふ立場から、私たちとは真剣に、それこそ職を賭するまでの決意を

以て、あの法案の通過を図つたのであります。ところが相当の日時を経いたしましたが、その後厚生省はどういうに進められておられるか。

○政府委員(久下勝次君) その後の状況につきまして、私からお答えを申上げます。主として新法律の施行についてまして、問題になります点は認定講習会の実施の点でございます。これにつきましては、一方におきましては、私どもいたしまして、具体的な実施の案を作りたいと思つておるのであります。同時に又このことは、これを実施いたしますために予算の執行関係がございまして、財務当局との打合せをいたさなければなりません点がございまして、口頭で若干日時が延びましたのは、今まで若十日時が延びましたのは、これまで若十日時が延びましたのは、今後も大体目鼻はつきましたのでございまして、今週の後半、もう一両日のうちに皆さんに私どもの具体的な案を御相談申上げ得る段階になると考へております。

○藤原道子君 私は金子課長にお伺いいたしたいと思います。聞くところによりますと、先日行わされました三婦協会の総会におきまして、あなたの課の課長として、そして又看護審議会の人、又三婦協会の幹部の人、これらの人私が私を非常に侮辱する言辞を弄されていました。先ず第一に、私たちが労働組合の人々におだてられて、婦人議員が労働組合員におだてられて、ああした下らない法律の改正をやつたのだということを言われておる。私たち

は看護婦法の改正について、衆議院に事務所を置いて、そうして労働組合におだてられてやつてあるんだとはつきり言つておいでになる。而もその席上には金子課長もおいでになつておる。私たちが一部の人たちにおだてられて法の改正をしたというようなことを言われることは、実に容易ならざる言葉だと存じますが、これに対して金子さんは一言の弁解もしておいでにならないということに対しまして、私たちが本当におだてられてやつたというような気持で金子さんはおいでになるのかどうか、その点私は伺いたいと思う。

○委員長(山下謙信君) 藤原委員にお詰りいたしますが、久下次長がその件について調査しておるそちらであります。が、「一応説明をお聞きになりますか。○藤原道子君 久下さんからも伺いました。金子さんからも伺いました。

○政府委員(久下勝次君) お話をのうな内容、大体似通つておりまする事柄につきまして、先週の土曜日の午後、衆議院の厚生委員会におきましてお話をございました。私どもにも調査し、報告しろという御要望がございました。その後調査をいたして見たのでござります。本日まだ最後的なものを手許に持つて参つております。本日中に衆議院のほうに提出する段取りについておるのであります。只今までに私どもが調査をいたしました資料により

婦、助産婦、看護婦協会の会合における
まする私どもの関係者の発言は速記録
に残つております。後ほどこれは整理
ができましたならば、お目にかけ得る
と思つておりますが、私どもがそれ
の内容を読み、同時に又これに臨みま
した関係者の、何と申しますか、口述書
と申しますか、こういふものをとりま
したところでは、決してお話のような
言葉は言うてもおりませんし、又申し
ません。結論も気持もさうなところ
にはなかつたと、こう承知いたすので
あります。勿論言葉の使い方が不適当
でありますため、申しました本人
の気持と違つた印象を第三者に与える
ような結果になつたといふ点はない、と
は申せないのでですが、この点は本人自
身也非常に恐縮いたした陳述もいたし
ておりますし、私どもも速記の内容と
本人の陳述とを見まして、その真実な
ことを信するものであります。繰返し
て申上げまするならば、お話のように
国会の権威を傷つけ、或いはこれを誹
謗するというような意思もなければ、
さような言辭も言うておりませんこと
を申上げて、御了解を得たいと思いま
す。

ておいでになる、このことによつて、看護婦さんたちは忙がしいし、いろいろの関係で、もう国家試験はやめようと思つて、そうして今度の講習を受けたる心構えで勉強しておつた者も、あつて国家試験を受ける準備をして、六院では非常にその準備の都合も狂つて迷惑したということが随分私たちのところに陳情が来ております。報告がなされております。あの法案が通過いたしました日に、金子課長と医務局長は、一休講習は一ヵ月ぐらいの講習にして、いい、むしろできるならば、この際どこぞ講習なしに無條件に切換えて頂きたい、それらを私たちにはお願ひしたい、ということを金子さんもはつきりおつさつたし、医務局長も仰せになつた。ところが法案が通過いたしましたならば、それを裏腹なことを言つて、たゞさえ不安になつておる看護婦さんたることは、そういうことを呼びかけるようちよか。金子さん自身が言われた言葉ではございませんが、あなたの部下でございます。あなたのすぐ下にお出でになられたかでござりますので、一応金子さんはあるときの私たちにおつしやつてございました。あなたがお出でになられたことをお伺いしたいのです。

ましたし、私どももその気持になつたわけあります。併し今おしゃいましたように、できればそういうふうにつけたほうが皆のために、時間的に忙いのだし、費用も余分にかかるのをし、そらして実際に講習もむずかしいことだから、そういうふうになつたうがいいという氣持は持つておりますので、局長もそういう考え方でいらっしゃいましたし、私自身もさよならつておりましたので、そういうふうに申上げたことは事実であります。その後その気持は一向變つておりません私自身は變つていないのであります。が、一旦法律がきまりました以上は認定講習をしなければならないのがたちの責任でござりますし、義務でございますので、そのことができるようには計らいたいと思つて努力をいたしております。未だに先ほど次長申上げましたように、はつきりと財当局からよろしいという返事を頂いておりますので、大変長引きまして申訳ないと考えておりますが、今私もの頭の中に考えておりますのは、やはり同じような考え方でございます。私がどもの課員が、こういうこともしましたということをお聞き下さいした上でござりますので、大変恐いたしておりますが、これは私の気が背に徹底していくかつたための不^合だと思いまして、これから氣を付るようにいたしますので、御了承願いたいと思います。

午後一時四十八分開会
○委員長(山下義信君) 午前に引続き
てこれより開会いたします。
午前中藤原委員より緊急質疑がござ
いまして、政府より答弁があつたの
でございますが、議事の都合上休憩い
たしたのでござります。引続きまして
藤原委員の発言を許可いたします。
○藤原道子君 重要な法案の審議もござ
いますときに、くどいようではござ
いますが、なお私は二、三お伺いして
置きたいと思います。私は法案の審議
の過程におきましても、非常に厚生省
の看護課或いは看護婦審議会、三婦協
会等との意見が食い違つて、対立的な
空氣になつたこともあるのであります
。そういうときに、どういうふう
に看護課は日本の看護課だろうか、アメリ
カの看護課だろうかとさえ疑惑を持つ
たくらいであつたのでござります。と
ころがそういうときに、どういうふう
なあれだつたか知りませんけれども、
厚生委員会に至急にオルトさんが会い
たいというようなことで私たちに向う
に呼ばれた、そうしたらば、何のこと
はない、審議会の人たちの意見そのま
まを向うから強制されて、オルトさん
の意思によつて私たちを抑え付けられ
ようとするような手が打たれたのでは
ないかというようなことさえ感じられ
たこともあつたのでござります。そ
うしたようないきつがあつただけに、
今回各所で言われております看護課
の人たちの言葉、審議会の人たちの言
葉は、私たちに対する敵対行為という
ふうにすら私は考えるのです。先ほど
久下さんは、それほどひどいことでは

午後零時四十五分休憩

も、私のところへ来ておりますけれども、いろいろな書類などを見ましても、ここに院、ここでも厚生省へ行つて聞いたところが、若し国家試験を受けなければ二、三ござりまするが、某国立病院で、この看護婦に落されるのだ、だから国家試験を受けたほうがいいと言われた。某日赤のかたが、やはりこれも厚生省へ行つて看護課で聞いたところが、講習は非常にむずかしいのだ、而も費用は個人負担になるのだから国家試験を受けたほうがいい、一つ～看護課では国家試験を受けることを強要しておられるということになりますと、私は行政官厅がそういう考え方でいられるならば、立法府とはつきり意見が対立するのです。大事な看護婦の問題、日本の医療の問題等々を考えますときに、そういう考え方でどこまでも推進められて行かれるならば、私たちも重大なる決意をしなければならない。そういうことも言つた覚えがないと否定されるのでございますが、若し否定されるならば、又それだけのことをしてくべきではない。久下さんにもう一回くどいようですが、お伺いいたしました。

ございます。ただこういう事実はあつたのですが、御承知の通り昨年の九月からこの審議会には関係方面の看護人制度の関係者が常に出席をいたしております。それで、そうして折に触れ意見述べたりいたしておつたことは事実でありますので、審議の経過等につきましておつたということは事実でござります。十分そしめた関係者が承知しておられたようでありまして、従つてこの問題につきまして、非常な関心を持つておつたということは事実でござります。そういう意味合におきまして、国会の御審議がどうなつておるかといふことを、恐らく自発的に聞きたいといふ意味でさような事柄があつたのではなかいと想像いたすのでございまして、私どものほうから、自分たちの案を通さんがために、かうな指置を講じたということは絶対なかつたというふうな発言が私どものほうの職員によつてなされましたたといふお話をございます。その後におきましてのこの制度の実施につきまして、御引倒になりましたようだといふことを申すはずはないと思ひます。又このことは午前中にも申上げました通り、衆議院厚生委員会におきましても問題になりました点であり、調查を命ぜられておりますいきさつもありませんのでござります。ただいろいろなことを申しておる事実は認められないのでござります。ただいろいろな責任上取調べをいたしたのであります。が、それによりますと、お話を聞いておられるのでござります。たゞ御承知のよろいきさつもございませんし、確かに厚生省をいたしま

しては、国会の御審議の際にいろいろと強い意見を申上げましたような事態もあることは事実でありますから、その経過の説明を求められました。實際に、不注意に只今おつしやいましたような誤解を招くような言辭のありましたことは、大変申訳なく思つておるのであります。併しながら、これ本身申上げました取調べに際しまして、本人の意思を質しましても、決してさうな気持は持つております。ただ言葉の使い方等に不適当なところがあるり、そのためいろいろ外部のかたがたに誤解を生じましたことにつきまして、関係しております本人も、それより非常に恐縮をいたしておるわけでございます。なお講習が非常にわざかしいということを申上げましたのは、これは講習をするために予算の確保を得をすることが非常に困難であるという意味で申上げたのでござります。予算を獲得することが非常に困難でありますので、従つて一時に多数のかたがたの認定講習をするということに非常なむずかしさがあるというような意味では申しておることは事実であります。それ以外の意図を以つて何ごとも申しておりませんのであります。これなどもさよくな意味で申したことは繊細では申しておることは事実でありますけれども、お聞きになるかたゞゝが、或いはお聞きよろしくあります。つまりましては、誤解を生じたのではなく、何とかいう意図では毛頭ないのであります。大変恐縮をいたしておるような次第であります。

の点におきまして、私の今日の質問は
久下さんはどうしても言わない、聞
きませんが、聞き違いであつたならば
私は謝罪いたしますけれども、私に
どうは思えない、部下を守ります
が、上司として当り前でございまし
う。けれども、失敗があつた場合に
率直に認めて、今後そういうことが
いようになさいますのが、私は本
の道じやないかと思います。私はこ
点について非常に今日の御答弁は不
でござります。

○委員長(山下義信君) 次長に委員
として申上げて置きますが、只今藤
委員の御議論はお開の通りでござい
ます。それで若しこの問題について十
御調査になりまして、なお明確に御
明になりまするというようなことが
ありましたら、速かに御説明を願いた
と思います。立法院と行政府との間
好ましからぬような状態として発展
たしますすると、事重大になつてはい
んと思いますから、そういうことに
りません前に、明確に事實を御調査
相成りまして、いづれ適當な機会に
説明になりますよう、委員長としてご
望いたします。

○委員長(山下義信君) 日程に従い
して、覚せい剤取締法案を上程いた
ます。先ず発議者といたしまして、
山議員から提案の理由の御説を願い
ます。

○中山謙次君 只今提案されました
覚せい剤取締法案の提案理由を御説明
上げます。

ヒロボン、プロパン、アゴチン等
商品名によつて代表されておりますが、

覚の申覚ま申しま 希御になかいのいも認分ま原長満の当なはよのはばごき

せい剤は、その薬理作用として中枢作用、興奮作用、血圧上昇作用を有する占から、本来はナルコレフシン（睡眠薬）作用、麻酔作用、催眠剤の急性中毒、抑う症、一部の低血圧症等の治療用として、又健康者の能率増進、疲労回復の目的に使用されるべきことを意図して製造されたものであります。然るに覚せい剤は、習慣性となる性質を持つておなり、その過度の服用を続けますと、いわゆる覚せい剤中毒症状を呈して、全般的に刺戟性衰弱といふような疲労状態から幻覚を伴う精神もうろう状態に発展し、遂には覚せい剤中毒による精神病へと移行する反面の弊害を伴つておるものであります。

我が国における覚せい剤の普及は、不幸にして前者の正しい使用の道を選ばずに、防止すべかりし後者の弊害への道を歩み、折角製造者が自指した医療界への貢献の努力は、逆に社会を毒するの結果となる思われる方向へと進みつつあるのであります。今日覚せい剤の使用は、医療目的より、むしろ覚せい剤耽溺者が自己の快感を満足させるための使用、又青少年が好奇心を満たすための使用、或は覚薬中毒者がらの中毒者は覚せい剤の獲得費用を得んがために、又覚せい剤中毒による幻覚、妄想に駆られて、犯罪行為に出る例が次第にその数を増して社会的問題を惹起して参つたのであります。専門家の調査によりますと、覚せい剤中毒者の七五%は中毒性精神病へ移行すると言われ、又統計によりますと、東

京警視庁管内のみで青少年の覚せい剤に関連する犯罪は昨年度三千件を数え、中毒者は青少年三万人、成人を加えると六万人と推定されておるのであります。その弊害が目に見えているにかかわらず、あえてそれを通用せざるをえないのは、性格的に弱点を持つ人々の責任であつて、薬品自体の責任ではないのであります。その通用が社員の根源ともなるに至りますと、医薬品本来の存在目的も、より強い青少年の教育目的、犯罪予防の目的にその席の一部を譲らざるを得なくなるのであります。

これらの弊害を防止せんとして、主管省においては現行の薬事法規の許す範囲において、できるだけの努力を払つて来たのであります。即ちその製造面におきましては、先ず一般の使用に便利な錠剤、散剤の製造を禁止して注射液のみを許可し、更に製造販当制をとり、進んで一昨年の十月二十七日からは製造の全面中止の勧告を行なつて製造業者の協力を求め、又販売面においては、劇薬及び劇毒法第四十一條七号の医薬品に指定することによつて医師の処方せん、指示書によらない譲渡を禁止し、薬品の表示書に習慣性となる旨、医師の指導によつて使用者の注意を喚起することに努めて來たのであります。併しながら、これらの方置の根拠となつてゐる薬事法は、もとより医薬品が使用者の責任において正しく使用さるべきことを前提として、不良医薬品の取締り内容としているのでありますので、今回の覚せい剤の場合のように、使用者の誤まつた使用によつて混乱を来たす場合のことまでは予定もせず、又規定もしてない

のであります。従つて二年に亘る行政官廳、製造業者、販売業者の折角の協力にもかかわらず、密造、横流し、不当使用はその跡を絶たず、中毒者を王にもつ親たち、教育者その他青少年の補導に当る人たちを中心として、覚せい剤の根本的取締りを要望する世論はいよいよ高くなつて参つて來たのであります。この世論に答へようと、昨年秋から本年に亘つて漸く參議院厚生委員会で得ました成案が、この覚せい剤取締法案であります。覚せい剤は、その医療上の効用を有しながら、その習慣性の故に弊害をもたらす点において麻薬と似ておりますので、大きな流れを麻薬取締りの方法に準ずることとし、覚せい剤の特異性と、麻薬取締法運用上の経験から生れる手続上の改善とを織り込んで、この法案を構成いたしました。

次に、法案の内容の骨子を申上げます。第一に、覚せい剤の用途を医療用と学術研究用のみに限定することとしたしました。従つてその製造もこの二つの用途に必要な数量に制限することとし、輸入は禁止することといたしました。製造された覚せい剤を政府発行の証紙によつて封入することと相待つて、必要以外の覚せい剤がはんらんすることとなるのであります。

第二に、覚せい剤を取扱い得るものについては指定制をとり製造業者、医療機関、研究者について、それなくそこの施設ごとに資格のあるものを指定することといたしました。そしてこの指定を受けた者の間ににおいてのみが覚せい剤を譲り渡し、譲り受けることができないことといたしました。使用数量の僅少なことと横流れの防止のため

に販売業者の段階を認めず、製造業者から直接医療機関又は研究者の手許へ流すこととしたしました。このことは次に述べます所持禁止の原則と相まって、不正覚せい剤の摘発を容易に可能ならしめることとなるわけあります。

第三に、一般的な所持禁止の原則をとり、右に述べました取扱者との業務上の補助者、郵便又は運送の業務に従事する者、医師から施用を受ける病人の看護に当る者だけが覚せい剤を所持できることといたしました。これによつて現在取締細りの盲点となつております不正所持が、直接規律の対象となるわけであります。

第四に、譲渡、譲受に当つては都道府県発行の譲渡証、譲受証の記入、交付を要件とし、又医師が施用のために交付する場合には一定事項を記入の上医師の署名のある証明書を交付することを要件として合法的に動いた覚せい剤の証明手続を規定しております。

第五に、経過措置としまして、公布と施行との間に一ヶ月の余裕を置き、その間に製造業者、医療機関、研究者の指定を行ふこととし、又施行後一ヶ月を限つて法施行当時に所有している覚せい剤を指定を受けた製造業者、医療機関、研究者に対し譲渡ができるといたしました。即ち公布の後二ヶ月の間にそれ／＼処置されることを予定しておりますので、この法律による全面的な取締りは公布後二ヶ月を経過してから行われることになるわれることになるわけであります。

以上がこの法案の提案理由及び内容の骨子であります、何と御審議の

○委員長(山下義信君) なお法制局中
原課長から、要点につきまして補足的
御説明をお願いいたします。
○法制局参考(中原武夫君) 法案に即
して御説明をいたします。この法案の
実体的な規定は、殆んど第三章の禁止
及び制限、十三條から二十條に亘る條
文の中に含まれておりますので、それ
を中心いたしまして、それに関連の
あるその他の條文を拾いながら御説明
申上げます。
第一章におきましては、第二條が関
連がございます。第二條では用語の定
義がしてございますが、ここに掲げら
れております二号から四号までの覚せ
い剤製造業者、覚せい剤施用機関、覚
せい剤研究者、これだけが覚せい剤を
正當に取扱い得るものになるわけでござ
います。麻薬の場合には十一段階の
取扱者が規定されておりますが、この
法案におきましては、覚せい剤製造數
量が非常に少くなりますがと、麻薬と
違いまして、現在氾濫をして濫用の弊
に悩まされております関係から、特に
横流しを嚴重に取締る必要が、あると
考えまして、販売業者の段階を認めな
いことにいたしましたのであります。従い
まして覚せい剤製造業者は一般の薬事
関係の製造業者と違いまして、製造と
譲り渡すことと両方を兼とすることに
なるわけでございます。
第三條には指定の要件が規定されて
おります。この法案におきましては、
取扱者の指定を麻薬の場合のように一
身専属的な免許という構成にいたしま
せんでした。主として施設を対象とし
た指定ということにいたしたのでござ

います。従いまして、製造業者、施用機関、研究者の指定はいずれも施設ごとに行う、こういうことにいたしましたのであります。特に麻薬と違います点は、二番目の覚せい剤使用機関の指定でござります。麻薬におきましては、施用する医師個人を対象にいたしましたが、それよりの医師を全部指定いたしております。覚せい剤を取締る要點では、覚せい剤が予期しないところに流れないことと、濫用の虞れのある場所に行かない、それだけでございますので、覚せい剤の流れ方と、覚せい剤が所在する場所をしつかり摑むということだけが要点になるかと考えまして、病院なり、診療所の施設を抑えたのでございます。その病院、診療所において診療に従事しておる医者は誰でも使つてよろしいという建前をとつたのでございます。このことは病院、診療所で医者がしょつ中交替をいたしますが、その都度指定手続の煩を繰返さなくてよいという便益がございます。それから四條、五條は単なる手続でございますので、説明を省略いたします。六條は指定の有効期間、これは麻薬は一年でございますが、これは二年といふこといたしました。七條から十二條に亘ります二章のその他の條項は、特に御説明を申上げるような事項はございません。

誰でも使つてもよい、ということになつてあるようあります。日本のみがこのういう特殊な立法をしなければならないといふことは、國民の薬品に対する常識が非常に低い、という証左にもなりますので、国際的な関連のある輸出とういうようなことはここに掲げないこととしたのでござります。ただ輸入につきましては、取扱いを正当に認められておるもののが、例えば指定を受けた研究者が国外で買つて来て、それを国内に持込むことは法律上可能でございます。そういうことをとどめる意味で輸入の禁止の規定を十三條に置いたのでござります。十四條は所持の禁止でござります。現在最も取締官庁が困つておりますことは所持禁止の規定がないために、現実に上野のような所で覚せい剤を売るために持つておるものを持ち歩くことが訴することができない、というのでござります。それは現在の薬事法では製造業者とし、或いは販売業としなければ、これは法律に引つかれることができます。覚せい剤を売るために持つておることが明らかだと認められましても、それが販売をしている現場をつかまえなければ取締ることができませんし、現に誰に売つたかといふ証拠を固めて行かなければ起訴ができないわけであります。そのため違反者が目の前にありながら、これを徹底的に処分することができない、という盲点がござります。

を受けた者以外の者が覚せい剤を所持している場合には、すべて十四條違反ということとて直ちに取締ることができることになるわけでござります。二項は、正當に所持のできる人が所持をする場合、使用せざるを得ない補助者の使用者とか、覚せい剤施用機関の管理者又は医師が看護婦に命する場合とか、研究者が業務上の使用人を使ふ場合とか、そういうような業務上の補助者がその業務のために覚せい剤を所持する場合はいい。それから最初に申上げましたように、覚せい剤の取扱いについては販売業者の段階がございませんので、どうしても輸送なり運送をしなければならないことになるのでありますから、郵便又は物の運送の業務に従事するものが、その業務を行う必要上覚せい剤を所持する場合はよろしい。又病人の看護に当つておるものにつきまして所持を禁止いたしますと、事実上寝ている病人にその覚せい剤を飲ますこともできなくなるわけでござります。そのため看護に当つておる者が病人本人のために覚せい剤を所持する場合はいいということにいたしましたのでござります。更に法令に基いてする行為、取締官が覚せい剤を所持する場合、違法覚せい剤の処分の場合にその処分に当るものが所持する場合、或いは覚せい剤であるかどうかの鑑定を命ぜられた鑑定人が所持する場合、こういう場合は外す必要がございましたので、四号の規定が設けてある禁止が最も大きな強い規定でござります。第十五條は製造の禁止及び制限

で、四半期ごとに厚生大臣が各業者に割製造業者の製造数量を割当てる根拠を置きました。的確な予想はできましたが、医療用、研究用に必要な数量だけを割当て行くということになります。医薬の場合は、二人以上の麻薬使用者がある場合には管理者を置かなければならないといふことになつておるのであります。十六條は覚せい剤施用機関の管理者の責任を書いたのでございます。麻薬の場合は、二人以上の麻薬使用者がある場合には管理者を置かなければなりませんが、この法案では一人しかおらない場合でも、その病院、診療所の医療法上の管理者になつた者が覚せい剤取扱の責任者になるといふことに規定いたしました。これは医療法十七條にあります管理者の医薬品管理の責任と歩調を合せたわけでござります。十七條は譲渡及び譲受の制限及び禁止でございますが、これは製造業者から施用機関又は研究者に流れる線以外は、医者が施用のため交付する場合のはかは一切譲渡、譲受を禁止することになりますので、四項で除外してござります。十八條は正当な、合法的な譲渡、譲受を証明するための手続規定でござります。この譲渡証、譲受証は都道府県が発行をして交付する場合には、貰い受ける者の氏名を書いて渡すことによつて不正使用を防止する予定でございます。十九條は使用の禁止であります。二十條はその施用の一形態である人体に対する施用する場合の制限條項を掲

機関において診療に従事する医師は、誰でも施用ができるのです。しかし、その覚せい剤は必ず施用機関の管理者が管理する覚せい剤に限るということがあります。二項は自由に施用ができる医師が自分の体に施用することは、人の健康を預つておる医者として誠に困った結果になりますので、自己使用を禁止したのでございます。三項は中毒患者に対するいわゆる漸減療法を禁止したのでございます。四項は患者に交付する場合には正當に交付された覚せい剤であるということを証明する一種の証明書を必ず医師がサインをして交付しなければならないということにいたしました。これは先ほどの所持の禁止の規定に関連をいたしまして、一般的のものが持つておる場合に、それが正當に施用のために交付されたものであることを証明させる必要があるという關係から四項を置いたわけであります。なお、医者は患者に施用のため交付してもよろしいが、処方箋による交付、処方箋を出して薬局から買えといふような交付の仕方は認めないのであります。医師が直接手渡しする・直接注射をする、そういう場合だけが合法的に許されるわけでございます。五項は研究者は研究のため覚せい剤を施用することは認められますが、ただ他人の健康の犠牲における研究だけは禁止するということで、研究のためといえども他人に対して覚せい剤を施用したらいけない。他人に覚せい剤を施用する場合は診療の目的に限るということにいたしましたのであります。

製造業者が割当の範囲内で製造した覚せい剤は政府発行の証紙で封入を要する、事実上この封入証紙の発行、交付数量によつて製造者がむやみに量を越えて作ることは防止されるかと思ひます。証紙による封入のない覚せい剤が動いておる場合は、それは不正な覚せい剤であるといふことがわかることがあります。それから二十四條、二十五條は指定の効力がなくなつた場合に必ず覚せい剤は横流れをしないよう、それから公衆衛生上危険な状態で処分がなされないよう、に、指定の失効後ににおける覚せい剤の処置方法を規定した規定でござります。

二十六條、二十七條から第五章全部、それから第六章につきましては、別に御説明を申上げることはございません。

第七章は、この法案におきます義務規定はいづれも罰則を伴つておりますから、國又は地方公共団体が開設しております覚せい剤施用機関における義務違反につきましては、罰則が國又は地方公共団体へかかることになるわけであります。その罰則を管理者へ転移させる必要がござりますために義務者の変更を規定いたしましたのであります。

三十八條、三十九條、四十條及び第八章罰則の全部、これについては特に御説明を申上げることはございません。

○委員長(山下義信君)　この際御質疑をお願いいたします。

○鹿原道子君　この覚せい剤の問題につきましては、当委員会でもその弊害の重大性に鑑みまして、いろいろと憤

重に研究して來たのでございますが、私たちはむしろ全面的に禁止したいと、いう意向でございましたが、皆様がたが御苦心の結果、これだけの法案をおまとめ頂きました、その点御苦労のはどは感謝いたすのでございますが、たゞこの際一、二点お伺いたして置きたいと存じますのは、從来でも医師の処方がなければ交付はできないといふことになつておりますけれども、そのことが守られないで随分問題を起して來たわけでございます。社会不安、社会懸念を助長して參りました問題でござりますが故に、慎重を期したいと存ずるのでござりますが、この第二十一條に「覺せい剤製造業者は、その製造した覺せい剤を厚生省令の定めるところにより、容器に納め、且つ、政府発行の証紙で封を施さなければならぬ。」と相成つておりますが、この証紙にはナンバーでもお打ちになるようなお考えでございましようか、ただ厚生省で定めた証紙、厚生省の検定証紙であるということになさるお考えでございましょうか、その点をちよつとお伺いたします。

れば処方箋は出せないで、医師が直接施用するというふうに伺つていただいたのでございますが、「施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覚せい剤を持してはならない。」となつておりますけれども、施用のために交付を受けるというような病状はどういう場合に必要なんございましょうか。先だつての公聽会その他でも医薬の上には必要はない、むしろ社会悪を考へるならば禁止してもいい薬であるということさえ私は聞いていたのでござりますが、医者が直接打つというような場合は、精神病その他でわかるのでござりますけれども、医師から交付を受けるといふような病状はどういう病状でございましょうか。

○政府委員(慶松一郎君) 私提案者でございませんけれども、説明のためにちよつと申上げて置きますがちよつと先ほどのこと申上げます。先ほど問題でござります。例の封緘ですが、封緘に番号を打つか打たないかといふ問題、これは実は只今非常に嚴重に取扱つております麻薬におきましても、番号といふものは打つてないのですがございます。併しその中には、あれはレツテルでござりますね、レツテル自身に製造番号といふものを打つのですございます。大体これにつきましても製造番号を打たせる考え方でございます。

と申しますわけは、次の御質問と関連するのでござりますけれども、これは大体先ほど中山委員の提案理由の説明にもございましたが、今日我々は錠剤とか、あるいは粉末とか、飲むものでござりますね、これは一切造らしておりませんし、又今後も造りつくりませんのでございます。で、大体に詰めます。

して、この取締の対象になりますのは結局注射薬になつております。注射薬はどういう場合に使うかと申しますと、これも提案理由の中に説明がございましたように、何か特にお医者さんが見て、これは必要なときに刺すわけでございます。従いまして、この交付というのもどういうことになるかと申しますれば、まあお医者さんが見て看護婦に預けて置くとか、或いは次の日に来るまでに置いておくとか、或いは自分がおらん間に附添の看護婦に注射せいいというような程度だと、私は了解いたしております。

○藤原道子君 そういうことになりますと、この医療の上に相当量必要とお考えになるのでござりますね。どうぞ用といふことに、この間いろいろと私も納得いつたのでござりますけれども、専門家を公述人としてお出で願いたしました際にも、医療の上から必要なものは極く一微々たるものであるといふうふうに……だからむしろ私たちには社会悪等を考えるならば、ないほうがいいと思います。お医者さん自身も言つておいでになつたぐらいでございますが、この法案を見ると非常に医療といふ言葉が出て参りまして、本当にしなくちやならないようと思えるのでござりますが、相當数必要なのでございましょうかといふことを、私ども伺いますのは、お医者さんを信頼しないわけではございませんけれども、今まででも随分いろいろないかがわしいことがありますのでござりますから、非常に心配なのでござります。私が、京都の昨晩の夕刊にも覺せい劑弾

者を強制収容された、その数が実に莫大なのでござります。こういう中毒患者といふものはあらゆる手立てをして手に入れることに努力されるだらうと、いうようなことを考えますと、念には念を入れたいのでございまして、その点ちよつと申上げて置きます。

○政府委員(鷹松一郎君) 勿論私どもが聞いております範囲におきましては、医療上に実際に必要とする量は極めて幾々たるものであると存じます。併しながらこれも提案理由の説明の中にもございました通り、このもの自身が決して悪いのではなく、このものの自身は世界的に申しましても薬としてどこにでも通用しておるのでござります。例えばアメリカにいたしましても、イギリスにいたましても、薬として最も認められておりますところの薬局方というものがござますが、これにちやんと載つておるのでございます。その意味におきまして、薬としての存在理由はやはりあると、こう考えておりります。併しながら実際において医療面においては、やはり必要であるとすれば、この程度のものはありますけれども、或る程度のものはやはり必要であるとすれば、この程度の取締り、即ち只今仰せになりますような中毒患者が非常に多いと、現在の薬事法におきましては、只今中止なりましたような不安並びに心配といふことはよりまして、恐らく只今仰せしたことによりまして、非常に困難なのでござります。その意味におきまして、こういう法律が出る

○篠森真治君 それでは先ほどの主封
るのではなかろうかと、私どもは考え
ておる次第でございます。

薬だけで、ほかはやらないのだといふことは一応お取消しになつて、今後研

究或いは医療上必要があれば粉末も作
つて差支えない、こういうふうに解釈

しましてよかしかったわ。おやじ。

（委員長（山下義作君）をよびて演説をとめて下さい。）

○委員長(山下義信君) 速記を始め
〔速記中止〕

御質疑がありましたらどうぞ。

○谷口勤三國君 只今問題になつてお
ります診療上特別の場合ということに

つきまして、今後こういうふうなことにならぬかということが、先日も

医薬制度調査会の特別委員会の場合にあつたのであります。その場合の條項

と言いますのは、処方箋の内容を患者
ご用ひせこめこ文章のらる場合、そ

は知りせぬためには支障のある場合、それから診断未確定の場合、第三には、

症状の変化が激しい場合、第四には重篤なる症状のある場合、第五には救急

の場合、第六には診断的投薬の場合、
それから第七には疾病的早期発見を要

する場合、それから第八には市販されておらん薬品の調剤の場合といふよう

な場合だけが、そのときの問題に出て
おりままでので、丁度こうへようなる

うの覚せい剤というものは、その場合の診療士等に必要な場合上、市中に入

の説教上特に必要な場合といふ中にはア
つておらなかつたのであります。併し
ついで二話は皆の「ぐく」、「こく」を重

今のように話が進めは又大いに考慮しなければならん問題と 思います。

○法制局参考(中原武夫君) 今の一審

○谷口駿三郎君 市販せざる薬品の場合ですね。そういう場合が出たということだけ申上げて置きます。

○委員長(山下義信君) 本案の審議は他日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山下義信君) 次は検疫法案を上程いたします。政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(平澤長吉君) 只今議題となりました検疫法案につきまして提案の理由を説明いたします。

従来検疫は、海港検疫法及び航空法に基く航空検疫規則によつて実施されていましたのであります。終戦後は、これらの方令の施行は事実上停止せしめられ、これに代りまして總司令部より回章が出来、この回章に基いて總司令部によつて実施されて来たのであります。

併しながら、昨年の二月、この検疫業務の実施責任は、わが国に委譲せられ、わが国の検疫官の手によつて行わられるようになりますが、現行の海港検疫法及び航空検疫規則の規定には、最近の諸外国の検疫制度と比較して改める点が多く、又国際間の自由交通場裡に復帰する日も近くに予想されますので、政府といたしましては、その改正に銳意研究を進めましてここにこの法案を提出いたした次第であります。

次に、この法案の内容といたしましては、第一に、外国より來航した船舶又は航空機は、先ず検疫港又は検疫飛

行場に来検度を受けた後でなければ、国内の港又は飛行場において、他の港と交通し又は物を搬出することができないということを規定いたしております。これは従来のように、検疫を受けた場合のほか、特殊の手続をふめば、どこの港又は飛行場においても、他と交通し又は物を搬出することができるという制度では、外国から検疫伝染病が国内に侵入することを防護するため、交通に万全を期せられないからであります。

第二に、検疫を受けて、検疫済証の交付を受けた船舶等は、爾後特別の事情のない限り、国内のどこの港又は飛行場にも自由に入出することができます。これを規定いたしております。これは、一港検疫主義と申しまして、今回の改正に当り、諸外国の例を範にとり、従来の制度を改めました着眼点であります。即ち従来は多港検疫主義と申しまして、港が変る度ごとに新しく検疫を受けなければならなかつたのであります。従来の制度を改めました今日におきましては、これほどまで嚴重にする必要はない」と認められるのであります。従来のごとき制度は不必要的損失をこうむらせることがありますので、今回改正することにいたしましたのであります。

第三に、仮検疫済証の交付という制度を新らしく設定いたしたのであります。これが一応検疫をいたしまして、発航地の衛生状態から勘案して、等の運航経路の点を考慮に入れまして、一定の條件の下に仮検疫済証を交

付し、一応他との交通及び物の搬出を許可し、若し検疫伝染病が発生する等の事故があるならば、直ちにその効力を失わせるという制度であります。

この法案は、以上の諸点を骨子といたしまして、その他に検疫港又は検疫飛行場の指定、検疫の開始から検疫証を交付するまでの種々の手続、緊急避難を行つたときの措置、検疫官等に関する規定を設けております。この法律の施行につきまして要する費用は、検疫が国家事務であります關係上、全額國庫で負担することになつております。

以上が本法律案の提案理由であります
が、何とぞ慎重御審議の上、速かに
可決されますよう希望いたします。

○委員長(山下義信君) 公衆衛生局長
の補足説明を願います。

○政府委員(山口正義君) 只今提案理由
由を御説明申上げました検疫法案につ
きまして、お手許に差上げてございま
す法案につきまして、逐條簡単に御説
明申上げたいと存じます。

本法案は四章に分れておりまして、
第一章が総則、第二章が検疫、第三章
は検疫所長の行うその他の衛生措置、
第四章が雜則となつております。

第一條は、本法案の目的を讀つてござ
ります。第二條は、本法案の対象と
なります検疫伝染病を、國際衛生條約
に従いまして、コレラ、ペスト、瘧
しんチフス、痘、そら及び黃熱の五種類
に定めます。第三條は、検疫を実施いた
します検疫飛行場を政令で定めるとい
う規定でございます。

第四條は、入港等の禁止の規定で、
ざいまして、これは外國から参りまし

た船舶及び外国から参りましたものでなくとも、途中で汚染したという虞れのあります船舶につきましては、検疫證を受けたあとでなければ、国内の港に入つてはいけないということです。第五條は交通等の制限でございまして、検疫の根本的規定でございますが、これは外国から来航いたしました船舶ではあります。第四條の第二項は航空機についての同様の規定でございます。第六條は交通等の制限でございまして、五條は検疫の交付を受けた後でなければ、航空機につきましては、その長が第四條にございます検疫證或いは仮檢疫證の交付を受けてはいけないといふ規定でございます。第六條は検疫前の通報でございます。これは検疫所において準備体制を整わせますために、検疫港或いは検疫飛行場に近付きましては、無電信号その他の方法でもらかじめ通報するという規定でございます。第七條は航空機についてだけの規定でございまして、国内に入ります前に、航空機内の虫類の駆除を実施しなければなりません。第八條は検疫区域に関する規定でございまして、これは検疫能率を上げますため港内或いは飛行場内の汚染を防止いたしますために、港或いは飛行場に着きまして、それ／＼一定の区域を指定するということです。第九條は検疫信号でございまして、これは検疫をしてくれという要求のしと、それから汚染に対する注意のため一定の信号を掲げさせるという規定でございます。第十條は検疫開始に関する規定でございまして、これは非常事態

に天気が悪いという特別な場合を除いては、到着したならばすぐ検疫を開始してやらなければいけないという規定でございます。但し夜分は船舶につきましては危険でございますので、夜間検疫は特別な場合を除いては行わないという規定でございます。第十一條以下が検疫の具体的な措置が規定されているのでございまして、第十一條は名簿、目録、書類、船のいろいろな事項につきまして記載いたしました書類を検疫所長に提出するという規定でございます。第十二條は検疫所長が船に乗つておる者或いは航空機に乗つておる者についていろいろ質問をすることができるという規定でございます。第十三條はそういう者に対する検査、又は船の衛生状態を検査することができるという規定でございます。第十四條は伝染病検査をすることができるといふ規定でございます。第一号は患者を隔離することとでござります。第一号は死体火葬に関する規定でござります。第二号は接触者を停留することができるといふ規定でございます。第三号は病害に汚染したものを消毒したり、塵棄したりすることがあります。第四号は死体火葬に関する規定でござります。第五号は汚染したものの使用禁止、制限移動禁止の規定でござります。六号はねずみ族及び虫類を駆除するという規定でござります。第七号は必要と認める者に対する予防接種を実施するという規定でござります。第十五條は只今申上げました患者隔離についての細部に亘つての規定でございます。第十六條は先ほど申上げました十四條の一項の二号の接触者を停留するということについての細部の

規定でござります。第十七條は検疫落證の交付に関する規定でございまして、外国から参りました船舶などを検疫したまして、伝染病がこつちへ媒介された心配がないことが明らかになりました場合には検疫落證を渡すという規定でございます。一旦この検疫所長に提出するという規定でござります。第十八條は仮検疫落證の交付に関する規定でございまして、これは先ほど提案理由の説明のときにございましたように、新らしい規定でございまして、出航地の状態などから考えまして、大体十中八九伝染病が入る危れがないというようなたとえには仮の検疫落證を渡しまして、一応船の運航を続けさせる。そして万一患者が出た、あるいは検査の結果異常と出たというような場合には、その検疫落證を失効させて、又元の検査に戻すところを譲ることができるといふ規定でございます。第二号は接觸者を停留することとでござります。第一号は患者を隔離することとでござります。第一号は死体火葬に関する規定でござります。第二号は接触者を停留することができるといふ規定でございます。第三号は病害に汚染したものを消毒したり、塵棄したりすることがあります。第四号は死体火葬に関する規定でござります。第五号は汚染したものの使用禁止、制限移動禁止の規定でござります。六号はねずみ族及び虫類を駆除するという規定でござります。第七号は必要と認める者に対する予防接種を実施するという規定でござります。第十五條は只今申上げました患者隔離についての細部に亘つての規定でござります。第十六條は先ほど申上げました十四條の一項の二号の接触者を停留するということについての細部の

規定でござります。第十七條は検疫落證の交付に関する規定でございまして、外國から参りました船舶などを検疫したまして、伝染病がこつちへ媒介された心配がないことが明らかになりました場合には検疫落證を渡すという規定でございまして、これは先ほど提案理由の説明のときにございましたように、新らしい規定でございまして、出航地の状態などから考えまして、大体十中八九伝染病が入る危れがないといふ規定でございます。第十八條は仮検疫落證の交付に関する規定でございまして、これは先ほど提案理由の説明のときにございましたように、新らしい規定でございまして、出航地の状態などから考えまして、大体十中八九伝染病が入る危れがないといふ規定でございます。第十九條はねずみ族の駆除を行つて、それを一まとめにしてあるのでござります。第四十一條は省令委任に関する規定でございますが、これは本法と他の法律との関係あるいは経過規定等に関する規定でござります。なお本法の施行期日は本法を世界に周知させる必要がありますので、一定の猶予期間を置きまして、若し御可決になりましたならば、昭和二十七年一月一日から実施したい、こういうふうに考へておるわけでございます。

第五章は附則でございまして、二十九條は検疫官といふ職名に関する規定でござります。第二十九條はねずみ族の駆除などをいたしました場合にその証明書を交付する規定でござります。第三十條は権限の解釈に関する規定でござります。第三十一條は検疫付する規定でござります。第一項がねずみ族の駆除をいたしましたときの証明書の交付。第二項が予防接種を実施いたしましたときの証明書の交付の規定でござります。第三十二條は費用の徴収に関する規定でござります。第三十三條は費用の支弁及び負担に関する規定でござります。第二十二條は軍用艦船、軍用航空機に関する規定でございまして、これは別に法律で定めて頂きたい。そういうふうに考えております。第三十三條は費用の支弁及び負担に関する規定でござります。第三十四條は検疫伝染病以外の伝染病につきまして、例えばインフルエンザ、回帰熱といふような伝染病が外国に流行いたします。第三十三條は費用の支弁及び負担に関する規定でござります。第三十四條は検疫伝染病以外の伝染病につきまして、それは衛入国者に対する措置などをいたします場合に特例の規定でござります。国内に持ち込まれることを防ぎますために、政令で一年間の期間を限つて設けられているわけでございます。

委員	小杉 繁安君 井上なつゑ君 有馬 英二君	午後三時二十二分散会 出席者は左の通り。	○委員長(山下義信君) 本案の審議は他日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	五月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。	一、生活保護法の一部を改正する法律案 一、児童福祉法の一部を改正する法律案 一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	政府委員 厚生省政務次官 平澤 長吉君 厚生省公衆衛生局長 山口 正義君 厚生省医務局次長 久下 勝次君 厚生省業務局長 鹿松 一郎君 厚生省公衆衛生局副局長 草間 弘司君 常任委員会専門員 多田 仁巳君 常任委員会専門員 中原 武夫君 法制局側 參事(第一部) 第一課長 中原 武夫君 厚生省医務局副局長 藤林 敏三君 厚生省医務局副局長 金子 光君	長島 銀蔵君 河崎 ナツ君 堂森 芳夫君 藤原 道子君 藤森 真治君 谷口 弥三郎君 松原 一彦君
生活保護法(昭和二十五年法律第律)	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案	生活保護法の一部を改正する法律案
第八部 厚生委員会会議録第二十九号 昭和二十六年五月二十三日【参議院】								

百四十四号)の一部を次のように改正する。

四条)を「雜則(第八十一條—第八十
六條)」に改める。

第十九條を次のように改める。

(実施機関)

第十九條 都道府県知事、市長及び

社会福祉事業法(昭和二十六年法
律第四十五号)に規定する福祉に

関する事務所(以下「福祉事務所」
といふ)を管理する町村長は、左に

掲げる者に対して、この法律の
定めるところにより、保護を決定

し、且つ、実施しなければならな
い。

一 その管理に属する福祉事務所
の所管区域内に居住地を有する
要保護者

二 居住地がないか、又は明らか
でない要保護者であつて、その
管理に属する福祉事務所の所管
区域内に現在地を有するもの
であるとき、その急迫した状
況にあるときは、その者に対する
保護は、前項の規定にかかる
限り被保護者が現地を所管する福
祉事務所を管理する都道府県知事
又は市町村長が行うものとする。

三 第三十條第一項但書の規定によ
り被保護者が収容された場合にお
いては、その収容の継続中、その
者に對して保護を行ふべき者は、
その者の収容前の居住地又は現在
地によつて定めるものとする。

四 前三项の規定により保護を行ふ
べき者(以下「保護の実施機関」と
いふ)から求められた場合におい

いうのは、保護の決定及び実施に
関する事務の全部又は一部を、そ
の管理に屬する行政庁に限り、委
任することができる。

五 保護の実施機関は、保護の決定
及び実施に関する事務の一部を、
政令の定めるところにより、他の
保護の実施機関に委託して行うこ
とを妨げない。

六 福祉事務所を設置しない町村の
長(以下「町村長」といふ)は、そ
の町村の区域内において特に急迫
した事由により放置することがで
きない状況にある要保護者に対し
て、応急的処置として、必要な保
護を行うものとする。

七 町村長は、保護の実施機関又は
福祉事務所の長(以下「福祉事務
所長」といふ)が行う保護事務の
執行を適切ならしめるため、左に
掲げる事項を行ふものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保
護者の生計その他の状況の変動
を発見した場合において、すみや
かに、保護の実施機関又は福
祉事務所長にその旨を通報する
こと。

二 第二十四條第六項の規定によ
り保護の開始又は変更の申請を
受け取った場合において、これ
を保護の実施機関に送付する
こと。

三 保護の実施機関又は福
祉事務所長から第七十三条までを次
のよう改める。

四 第二十九條中「市町村長」を「保護
の実施機関」に改める。

五 第三十條第三項中「市町村長」を
「保護の実施機関」に改める。

六 第三十條第一項及び第四項中
「市町村長」を「社会福祉主事」を
「保護の実施機関」に改める。

て、要保護者に関する調査を行
うこと。

第三十條第三項中「市町村長」を
「保護の実施機関」に改める。

第三十條第一項但書、第三
四項及び第五項中「公益法人」を「社
会福祉法人」に、同條第一項中「民
事」及び第六項中「公益法人」を「社
会福祉法人」に改める。

第三十條第一項及び第四項中
「市町村長」を「保護の実施機
関」に改める。

第三十條第三項中「市町村長」を
「保護の実施機関」に改める。

第三十條第一項及び第四項中
「市町村長」を「保護の実施機
関」に改める。

第三十條第一項但書、第三
四項及び第五項中「公益法人」を「社
会福祉法人」に改める。

第三十條第一項及び第四項中
「市町村長」を「保護の実施機
関」に改める。

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九條第一項の規定により行う保護(同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む)に関する保護費、

二 保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九條第二項の規定により行う保護

(同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む)に関する保護費、

三 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

四 その設置する保護施設の設備費を一時繰替支弁しなければならない。

五 この法律の施行に伴い必要なその人件費

六 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

(繰替支弁)

第七十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管轄に属する福社事務所の所管区域内に居住地を有していた被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く)につきこれらの施設の内に保

護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生大臣が定めたところにより、その長の管轄に属する福社事務所の所管区域内に保

の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

第七十三条 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

二 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九條第二項の規定により行う保護

(同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む)に関する保護費、

三 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

四 その設置する保護施設の設備費を一時繰替支弁しなければならない。

五 この法律の施行に伴い必要なその人件費

六 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

(第七十五條を次のように改める。)(国の負担及び補助)

第七十五条 国は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

二 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

三 町村は、その長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

四 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

五 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

六 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

七 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

八 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

九 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十一 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十二 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十三 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十四 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十五 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十六 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

(保護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第七十六条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関が変更がある場合においては、

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

二 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

三 町村は、その長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

四 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

五 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

六 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

七 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

八 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

九 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十一 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十二 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十三 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十四 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十五 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

十六 その長の管轄に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く)に対し、町長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保

護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

(児童福祉法の一部を改正する法律の経過規定)

第七十七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 児童相談所」を「第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所」に改める。

第六條中「親権者(親権者のないときは、後見人とする。以下同じ。)」を「親権を行ふ者、後見人」に改める。

第十一條第二項中「必要な注意を与える」を「専門的技術に基いて必要な指導を行う」に改め、同條第四項を次のよう改める。

児童福祉司は、第二項の職務に關し、児童相談所長の指揮監督を受ける。

第十一條の次に次の一條を加える。

児童福祉司は、事務員又は技術員とし、左の各号の一に該当する者の中から、これを任用しなければならない。

一 厚生大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学ににおいて心理学、教育学又は社会学を専修する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 社会福祉主事として、二年以

道府県知事が適当と認める者をい
う。以下同じ。」の下に「若しくは
保護受託者（保護者のない児童又は
保護者に監護させることが不適当で
あると認められる児童で学校教育法
に定める義務教育を終了したもの）
自己の家庭に預り、又は自己のものと
に通わせて、保護し、その性能に応
じ、独立自活に必要な指導をするこ
とを希望する者であつて、都道府県
知事が適当と認めるものをいう。以
下同じ。」を加え、同項に次の一号
四、家庭裁判所の審判に付するこ
とが適当であると認める児童
は、これを家庭裁判所に送致す
ること。

は、児童相談所長の意見を聞か
なければならない。
第二十七條の二中「又は児童相談
所長」を削る。

第二十八條第一項中「親権者」を
「親権を行う者又は後見人」に改め
る。

第三十條第一項中「親権者」を「親
権を行う者又は後見人」に改め、同
條第三項中「児童相談所」の下に
「福祉事務所」を加え、同條第四項
中「里親」の下に「保護受託者」を加
える。

第三十一條本文中「厚生大臣又は
都道府県知事」を削り、同條但書を次
のよう改め。

この場合においては、都道府県
知事は、児童相談所長の意見を聞
かなければならぬ。

第三十二條に次の二項を加える。
都道府県知事又は市町村長は、
第二十二条から第二十四條までの
措置をとる権限の全部又は一部
を、それぞれその管理する福祉事
務所の長に委任することができ
る。

第三十三條の二 児童の親権者が、
第一項第三号の保護受託者に委
託する措置は、あらかじめ、児童
の同意を得、且つ、一年以内の期
間を定めて、これをとらなければ
ならない。

都道府県知事は、委託の期間が
満了したときは、更に、児童の同
意を得、且つ、一年以内の期
間を定めて、児童の保護を保護受託者
に委託することができる。

都道府県知事は、第一項第二号
若しくは第三号の措置を解除し、
停止し、若しくは他の措置に變更
し、又は前項の措置をとる場合に
かかるべき措置を定める。

第三十三條の三 児童相談所長は、
親権を行う者及び後見人のない児
童について、その福祉のため必要
なことを行ふ。

があるときは、家庭裁判所に対し
後見人の選任を請求しなければな
らない。
第三十三條の四 児童の後見人に、
不正な行為、著しい不行跡その他
後見の任務に適しない事由がある
ときは、民法等八百四十五條の規
定による後見人の解任の請求は、
同條に定める者の外、児童相談所
長も、これを行うことができる。
第三十四條第三項を削る。

第三十九條第一項中「その乳兒又
は幼兒」を「保育に次げるその乳兒
又は幼兒」に、同條第二項中「その
他の児童」を「保育に次けるその他
の児童」に改める。

第四十條中「指導」を「指導又は
援助」に改める。

第四十五條中「並びに里親の行
養育」を、「里親の行う養育並びに保
護受託者の行う保護」に改める。

第四十六條第一項中「及び里親」
を、里親及び保護受託者に改め、
同條の次に次の二項を加える。

第四十六條の二 児童福祉施設の長
は、都道府県知事又は市町村長か
らこの法律の規定に基く措置のた
めの委託を受けたときは、正当な
理由がない限り、これを拒んでは
ならない。

第四十七條を次のように改める。
都道府県知事又は市町村長は、
十四條の規定による親権喪失の宣
告の請求は、同條に定める者の
外、児童相談所長も、これを行ふ
ことができる。

都道府県知事は、第一項第二号
若しくは第三号の措置を解除し、
停止し、若しくは他の措置に變更
し、又は前項の措置をとる場合に
かかるべき措置を定める。

第三十三條の三 児童相談所長は、
親権を行う者及び後見人のない児
童について、その福祉のため必要
なことを行ふ。

可を得なければならない。

児童福祉施設の長は、入所中の
児童で親権を行う者又は後見人の
ため必要な措置をとることがで
きる。

第四十八條、養護施設、精神障害兒
施設、盲ろうあ児施設、虛弱兒施
設及び体不自由児施設の長は、
学校教育法に規定する保護者に準
じて、その施設に入所中の児童を
就学させなければならない。

教護院の長は、在院中学校教育
法の規定による小学校又は中学校
に準ずる教科を修めた児童に対
し、修了の事実を証する証明書を
発行することができる。

第四十九條中第六号の次に次の二
項が著しく不適当である場合にお
いて、文部大臣が厚生大臣と協議
して当該教護院を指定したとき
は、当該教護院については、この
限りでない。

第五十條中第六号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県知事が、第二十
二條及び第二十三條本文に規定
する措置をとつた場合におい
て、入所に要する費用及び入所
後の保護につき、第四十五条の
最低基準を維持するために要す
る費用（国の設置する助産施設
又は母子寮に入所させた者につ
き、その入所後に要する費用を
除く。）

第五十三條の二中「第五十條第六
号若しくは第七号」を「第五十條第六
号から第七号まで」に改める。

第五十六條第一項中「第五十條第六
号及び第七号」を「第五十條第五号
の二（第二十一條の三第二項に規定
する費用を除く。）及び第六号から第
七号まで」に、同條第二項中「児童
福祉司」を「児童福祉司、社会福祉
事」に改める。

第五十七條を次のように改める。
都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第六号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

第五十條中第五号の次に次の二
項を加える。

六の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、
第三十五條第二項の規定により、
市町村以外の者が設置した児童福
祉施設について、その修理、改
造、拡張又は整備に要する費用の
四分の三以内を補助することがで
きる。

「第二十三條中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に、「管轄区域」を「管理する福祉事務所の所管区域」に改める。

第二十五條第一項から第三項まで各項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第二十六條を次のように改める。
第三十六條削除

「第三章 更生援護施設の設置」を「第三章 身体障害者更生援護施設」に改める。

第二十七條中第四項を第五項とし、第五項中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

第二十八條に次の二項を加える。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉事業法第六十條第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七條第四項、第六十條第二項及び第六十六條第一項の規定を適用する。

第二十九條 肢体不自由者更生施設第二十九條を次のように改める。
肢体不自由者更生施設

第二十九條 肢体不自由者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設とする。

第三十條中「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、「中途失明者」を「失明者」に改める。
第三十一條中「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、「中途失明者」を「失明者」に改める。

第三十二條を次のように改める。
(補装具製作施設)

第三十二條 補装具製作施設は、補

聴器、義肢、車椅子等身体障害者に必要な補装具の製作又は修理を行なう施設とする。

第三十五條から第三十七條までを次のように改める。

(市町村の支弁)

第三十五條 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 第九條の規定により市町村が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

二 第十三條、第十四條、第十八條、第二十條及び第二十一條第一項の規定により市町村長が行なう行政措置に要する費用

三 第二十七條第三項及び第五項の規定により、市町村が設置する身体障害者厚生援護施設及び運営に要する費用

四 第三十九條中「身体障害者更生援護施設又は前條に規定する施設」を「第二十七條第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設」に改める。

第五条の規定により都道府県が負担する費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

第四章中第三十七條の次に次の二條を加える。

第六条の規定により、市町村が支弁した費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

第四章中第三十七條の次に次の二條を加える。

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、第三十五条第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

第四章中第三十七條の次に次の二條を加える。

(国の負担)

第三十七条 国は、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用並びに前條の規定により都道府県が負担する費用について、左に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第一号並びに第三十六條第一号及び第二号の費用

二 第三十五条第一号及び第二号の費用

三 第三十六条第三号及び第五号の費用

四 第三十九條の規定により都道府県が設置する身体障害者福社審議会の運営に要する費用

五 第十一條の規定により都道府

県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用

五 第二十七條第二項及び第五項の規定により都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び運営に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

六 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

七 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

八 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

九 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十一 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十二 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十三 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十四 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十五 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十六 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

する町村とみなし、その組合の長を福社事務所を管理する町村長とみなす。
(援護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第四十三條の次に次の二條を加える。

(都道府県の福社事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合における費用の算定)

第四十三條の二 町村の福社事務所の設置又は廃止により援護の実施機関が変更があつた場合における費用の算定

四 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

五 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

六 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

七 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

八 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

九 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十一 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十二 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

十三 第三十五条第二号及び第三十一条第四号の費用のうち、第十一条第一項の規定により都道府

県知事が行なう行政措置に要する費用については、その十分の五、第二十條の行政措置に要する費用については、その十分の八

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第六條及び第二十六條の改正規定は、公布の日から、第二十七條、第二十

八條、第三十八條から第四十一条

まで、第四十六條及び第四十七條の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項（社会福祉事業法第二條に關する部分を除く。）の規定は、同年六月一日から施行する。

2 第四十三條の二の規定は、この法律の施行により保護の実施機關に変更があつた場合に適用する。

3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長はこの法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

4 この法律の施行の際、現に任用されている身体障害者福祉司は、第十條の規定により任用された身体障害者福祉司とみなす。

5 第四十六條及び第四十七條の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

6 社会福祉事業法の一部を次のよう改訂する。

第一條第二項第三号中「身体障害者更生指導施設」を「し、体不自由者更生施設」に、「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に改める。

第五十九條第二項中「同條第二項第一号」を「同條第三項第一号」に改める。

附則第十五項中「社会事業法」を「社会事業法又は身体障害者福

祉法」に改める。

附則に次の一項を加える。
(公益質屋を經營する者の経過規定)

27 この法律の施行の際、現に從前の大正質屋法第一條第二項の規定により認可を受けて公益質屋を經營している公益法人は、昭和二十七年五月三十日まで

は、同法の適用については、社会福祉法人とみなす。

(予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正) 7 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭和二十五年第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一條 第五号中「第三十六條」を「第三十七條の二」に、「第三十五條第二号及び第三号」を「第三十五條第一号、第三十六條第二号及び第三号」に改める。

五月十八日本委員会に左の事件を付託された。

第一條第五号中「第三十六條」を「第三十七條の二」に、「第三十五條第二号及び第三号」を「第三十五條第一号、第三十六條第二号及び第三号」に改める。

第一條 この法律は、覚せい剤の濫用による保護衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関する規則を定めることを目的とする。

第二條 この法律において使用する用語の意義は、左の各号に定めるところによる。

一 「覚せい剤」とは、フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類並びにこれらの中のいずれかを含有する製剤をいう。

三 覚せい剤研究者については、研究のため覚せい剤を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

一、覚せい剤取締法案（中山壽彦君外四名発議）

第二章 指定及び届出（第三條—第五條）

第三章 禁止及び制限（第十三條—第十二條）

第四章 取扱（第二十一條—第二十七條）

告（第二十八條—第三十

條）

第六章 監督（第三十一條—第三十四條）

第七章 雜則（第三十五條—第四十條）

第八章 償則（第四十一條—第四十五條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、覚せい剤の濫用による保護衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関する規則を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第二條 この法律において使用する用語の意義は、左の各号に定めるところによる。

一 「覚せい剤」とは、フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類並びにこれらの中のいずれかを含有する製剤をいう。

三 覚せい剤研究者については、研究のため覚せい剤を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

一、覚せい剤取締法案（中山壽彦君外四名発議）

第二章 指定及び届出（第三條—第五條）

第三章 禁止及び制限（第十三條—第十二條）

第四章 取扱（第二十一條—第二十七條）

研究のため覚せい剤を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

研究のため覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定は、厚生大臣が、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定をしたときは、厚生大臣は当該製造業者に対し、都道府県知事が、左の各号に掲げる資格を有するもののうち適当と認めるものについて行う。

一 覚せい剤製造業者については、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二十六條第一項（医薬品製造業の登録）の規定により医薬品製造業の登録を受けている者

2 覚せい剤製造業者に対する指定は、その製造所の所在地の都道府県知事に申請する。該研究者に対する指定は、都道府県知事に申請する。

3 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

4 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

5 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

6 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

7 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

8 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

9 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

10 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

11 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

12 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

13 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

14 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

は、病院若しくは診療所又は、研究所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならぬ。

第五條 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定をしたときは、厚生大臣は当該製造業者に対し、都道府県知事に申請する。該研究者に対する指定は、都道府県知事に申請する。

一 覚せい剤製造業者については、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二十六條第一項（医薬品製造業の登録）の規定により医薬品製造業の登録を受けている者

2 覚せい剤製造業者に対する指定は、その製造所の所在地の都道府県知事に申請する。該研究者に対する指定は、都道府県知事に申請する。

3 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

4 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

5 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

6 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

7 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

8 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

9 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

10 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

11 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

12 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

13 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

14 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 出さなければならない。

3 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を受けようとする者

4 い。以下同じ。）、覚せい剤施用機

は、病院若しくは診療所又は、研究所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならぬ。

研究のため覚せい剤を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

研究のため覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定は、厚生大臣が、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定をしたときは、厚生大臣は当該製造業者に対し、都道府県知事に申請する。

一 覚せい剤製造業者については、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二十六條第一項（医薬品製造業の登録）の規定により医薬品製造業の登録を受けている者

2 覚せい剤製造業者に対する指定は、その製造所の所在地の都道府県知事に申請する。該研究者に対する指定は、都道府県知事に申請する。

3 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

4 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

5 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

6 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

7 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

8 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

9 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

10 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

11 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

12 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

13 指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

3 出さなければならない。

4 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を受けようとする者

5 い。以下同じ。）、覚せい剤施用機

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

27

この法律の施行の際、現に從

規定期

規定期

関において治療に従事する医師若しくは覺せい剤研究者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき、又は覺せい剤研究者について第三條第一項(指定の要件)第三号に掲げる資格がなくつたときは、厚生大臣は覺せい剤製造業者について、都道府県知事は覺せい剤施用機関又は覺せい剤研究者について、それぞれその指印を取り消すことができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、その期日の二週間までに、処分の理由並びに聽問の期日及び場所を当該処分を受ける覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機関の開設者又は覺せい剤研究者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聽問を行わなければならない。

3 聽問においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために証明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聽問に応じなかつたときは、聽問を行わないで第一項に規定する処分をすることができる。

(業務の臨止等の届出)

添えてその旨を届け出なければならぬ。
一 その製造所における覚せい剤の製造の業務を廃止したとき。
二 薬事法第二十六條第二項(登録の有効期間)の規定により医薬品製造業の登録の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。
三 薬事法第四十六條第三項(登録の取消及び義務の停止)の規定により医薬品製造業の登録を取り消されたとき。
左の各号の一に該当する場合には、その事由の生じた日から十五日以内に、その病院又は診療所の所在の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
一 覚せい剤施用機関である病院又は診療所を廃止したとき。
二 覚せい剤施用機関である病院又は診療所において第三條第二項(指定の基準)の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止したとき。
三 医療法第二十九條(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定により、覚せい剤施用機関たる病院又は診療所の開設の許可を取り消されたとき。

4 前二項の規定による届出は、覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機関の開設者又は覺せい剤研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。

(指定証の返納及び提出)

第十條 覚せい剤製造業者、覺せい剤研究者、
剤施用機関又は覺せい剤研究者の指定が効力を失つたときは、前條に規定する場合を除いて、指定が効力を失つた日から十五日以内に、覺せい剤製造業者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覺せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれを指定証を返納しなければならぬ。

処分の要旨を記載し、業務停止期間又は閉鎖期間の満了後すみやかに、覚せい剤製造業者は、その覚せい剤製造業者又は覚せい剤施用機関の開設者に指定証を返還しなければならない。

(指定証の再交付)

第十一條 指定証をさし損し、又は失したときは、 覚せい剤製造業者は、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者は、覚せい剤研究者は、その病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。

2 再交付を申請した後に失した指定証を見失したときは、旧指定証を十五日以内に、覚せい剤製造業者は、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者は、覚せい剤研究者は、その病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。

(氏名又は住所等の変更届)

第十二條 覚せい剤製造業者は、そ の氏名の法人にあつてはその名跡を若しくは住所又は製造所の名称を変更したときは十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならぬ。

い。

2 覚せい剤施用機関の開設者は、その覚せい剤施用機関の名称を変更したときは十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を

届け出なければならない。
3 覚せい剤研究者は、その氏名を差し
しくは住所を変更し、又は研究所
の名称の変更があったときは十五
日以内に、その研究所の所在地の
都道府県知事に指定証を添えてそ
の旨を届け出なければならない。
4 前三項の場合においては、厚生
大臣又は都道府県知事は、すみや
かに指定証を訂正して返還しなけ
ればならない。

第三章 禁止及び制限

(輸入の禁止)

第十三條 何人も、覚せい剤を輸入
してはならない。

(所持の禁止)

第十四條 覚せい剤製造業者、覚せい
い剤施用機関の開設者及び管理
者、覚せい剤施用機関において診
療に従事する医師、覚せい剤研究
者並びに覚せい剤施用機関におい
て診療に従事する医師から施用の
ため交付を受けた者その他何人
も、覚せい剤を所持してはならな
い。

2 左の各号の一に該当する場合に
は、前項の規定は適用しない。
一 覚せい剤製造業者、覚せい剤
施用機関の管理者、覚せい剤製
造業者、前項の規定は適用しない。
二 覚せい剤製造業者が覚せい剤
施用機関又は覚せい剤研究者に
て、郵便又は物の運送の業務に
従事する者がその業務を行ら必
要上覚せい剤を所持する場合

第五章 業務に関する記録及び報告

3. 前項の期限内に当該覚せい剤を譲り渡すことができなかつた場合には、覚せい剤製造業者であつた者は、覺せい剤施用機関の開設者、覺せい剤を處分しなければならない。

4. 第一項の規定による報告、第二項の規定による譲渡及び報告並びに前項の規定による処分は、覚せい剤製造業者であつた者、覺せい剤施用機関の開設者又は覺せい剤研究者であつた者が第六條(指定の有効期間)に規定する指定の有効期間の満了前に、又は指定の有効期間の満了後に、更に覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機関又は覺せい剤研究者であるとの申

紙による封を施さない覚せい剤を譲り渡し及び譲受の禁止の規定は適用しない。

(再指定の場合の特例)

第二十五条 覚せい剤製造業者であつた者、覺せい剤施用機関の開設者であつた者又は覺せい剤研究者であつた者が第六條(指定の有効期間)に規定する指定の有効期間の満了前に、又は指定の有効期間の満了後に、更に覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機関又は覺せい剤研究者であつた者が第六條(指定の有効期間)に規定する指定の有効期間の満了前に、又は指定の有効期間の満了後に、更に覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機関の開設者、覺せい剤研究者は、それぞれの製造所、病院若しくは診療所又は研究所を記入しなければならない。

第一製造し、譲り渡し、譲り受け、又は研究のため使用した覺せい剤の品名及び数量並びにその年月日

5. 前三項の場合においては、覺せい剤製造業者であつた者、覺せい剤施用機関の開設者であつた者、覺せい剤研究者であつた者及びこの使用者の相続人、清算人又は合併存続し若しくは合併により設立された法人については、指定が立されない。

6. 第十四條第一項(所持の禁止)

第一項の規定による譲り渡し及び前條の規定は適用しない。

(違法の覚せい剤の処分)

第二十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、この法律の規定に違反して輸入され、所持され、製造され、譲り渡され、譲り受けられ、又は施用のため交付された覺せい剤について、この法律の目的を達成するため必要な処分をすること

ができる。

7. 第十四條第一項(所持の禁止)

の規定は適用せず、又はこれらの業務上の補助者については同項の規定を準用する。

8. 第二項及び第四項の場合には、第一項の規定を、郵便又は物の運送の業務に従事する者については同項

の規定を準用する。

9. 第十七條(譲渡及び譲受の制限及び禁止)及び第二十一條第二項(註)

10. 第二項の規定により國庫に帰属した覚せい剤の処分

について、大蔵大臣と協議の上、この法律の目的を達成するため必要な処分をすることができる。

11. 第二十七條 厚生大臣は、法令の規定により國庫に帰属した覚せい剤の品名及び数量

左に掲げる事項を翌月十日までに、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。

12. 第二十九條 覚せい剤製造業者は、

13. 第三十條 覚せい剤の取締上必要があるときは、當該職員をして覺せい剤製造業者の製造所、覺せい剤

14. 第三十二條 厚生大臣又は都道府県知事は、覺せい剤の取締上必要があるときは、當該職員をして覺せい剤製造業者の製造所、覺せい剤

15. 第三十三条 覚せい剤の取締上必要があるときは、當該職員をして覺せい剤

16. 第三十四条 厚生大臣は、國又は都道府県の開設する覚せい剤施用機関の指定手続

17. 第三十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、第三條第一項(指定の要件)中指定権者に関する部分の規定及び第四條第二項(指定の申請手続)の規定に

18. 第三十六条 厚生大臣と協議の上、該する病院又は診療所について、

19. 第三十七条 都道府県知事は、都道府県の開設する病院又は診療所について、

20. 第三十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

21. 第三十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

22. 第四十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

23. 第四十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

24. 第四十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

25. 第四十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

26. 第四十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

27. 第四十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

28. 第四十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

29. 第四十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

30. 第四十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

31. 第四十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

32. 第五十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

33. 第五十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

34. 第五十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

35. 第五十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

36. 第五十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

37. 第五十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

38. 第五十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

39. 第五十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

40. 第五十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

41. 第五十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

42. 第六十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

43. 第六十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

44. 第六十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

45. 第六十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

46. 第六十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

47. 第六十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

48. 第六十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

49. 第六十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

50. 第六十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

51. 第六十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

52. 第七十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

53. 第七十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

54. 第七十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

55. 第七十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

56. 第七十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

57. 第七十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

58. 第七十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

59. 第七十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

60. 第七十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

61. 第七十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

62. 第八十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

63. 第八十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

64. 第八十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

65. 第八十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

66. 第八十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

67. 第八十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

68. 第八十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

69. 第八十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

70. 第八十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

71. 第八十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

72. 第九十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

73. 第九十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

74. 第九十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

75. 第九十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

76. 第九十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

77. 第九十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

78. 第九十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

79. 第九十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

80. 第九十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

81. 第一百条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

82. 第一百零一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

83. 第一百零二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

84. 第一百零三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

85. 第一百零四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

86. 第一百零五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

87. 第一百零六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

88. 第一百零七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

89. 第一百零八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

90. 第一百零九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

91. 第一百一十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

92. 第一百一十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

93. 第一百一十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

94. 第一百一十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

95. 第一百一十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

96. 第一百一十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

97. 第一百一十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

98. 第一百一十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

99. 第一百一十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

100. 第一百一十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

101. 第一百二十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

102. 第一百二十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

103. 第一百二十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

104. 第一百二十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

105. 第一百二十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

106. 第一百二十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

107. 第一百二十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

108. 第一百二十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

109. 第一百二十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

110. 第一百二十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

111. 第一百三十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

112. 第一百三十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

113. 第一百三十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

114. 第一百三十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

115. 第一百三十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

116. 第一百三十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

117. 第一百三十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

118. 第一百三十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

119. 第一百三十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

120. 第一百三十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

121. 第一百四十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

122. 第一百四十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

123. 第一百四十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

124. 第一百四十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

125. 第一百四十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

126. 第一百四十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

127. 第一百四十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

128. 第一百四十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

129. 第一百四十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

130. 第一百四十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

131. 第一百五十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

132. 第一百五十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

133. 第一百五十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

134. 第一百五十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

135. 第一百五十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

136. 第一百五十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

137. 第一百五十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

138. 第一百五十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

139. 第一百五十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

140. 第一百五十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

141. 第一百六十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

142. 第一百六十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

143. 第一百六十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

144. 第一百六十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

145. 第一百六十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

146. 第一百六十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

147. 第一百六十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

148. 第一百六十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

149. 第一百六十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

150. 第一百六十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

151. 第一百七十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

152. 第一百七十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

153. 第一百七十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

154. 第一百七十三条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

155. 第一百七十四条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

156. 第一百七十五条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

157. 第一百七十六条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

158. 第一百七十七条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

159. 第一百七十八条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

160. 第一百七十九条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

161. 第一百八十条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

162. 第一百八十一条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

163. 第一百八十二条 厚生大臣は、國の開設する病院又は診療所について、

二 第十條第一項(指定証の返納)
若しくは第二項(指定証の提出)
又は同條第一項に関する第三十
六條第一項の規定に違反した者
三 第十一條第二項(旧指定証の
返納)又は同條又は同條同項に
関する第三十六條第一項の規定
に違反した者

四 第十二條(氏名又は住所等の
変更届)又は同條第二項に關す
る第三十六條第一項の規定に違
反した者

五 第十八條第二項(譲渡証及び
譲受証の保存)の規定に違反し
た者

六 第二十條第四項(施用のため
の交付の手續)の規定に違反し
た者

七 第二十八條第二項(帖籍の保
存)の規定に違反した者

八 第三十一條(報告の徵取)の規
定による報告をせず、又は虚偽
の報告をした者

九 第三十二條第一項(立入検査、
収去及び質問)の規定による立
入検査若しくは収去を拒み、妨
げ、若しは忌避し、又は質問に
対して答弁をせず、若しくは虚
偽の陳述をした者

(管理者の処罰)

第四十四條 覚せい剤施用機関(開
設者が國又は地方公共團體である
ものを除く)について、第十七條
第二項(覚せい剤製造業者以外の
者からの譲受の禁止)の規定に違
反する行為(未遂の場合を含む)
第十八條第一項(譲渡証及び譲受
証の交付)若しくは第三項(譲渡
証及び譲受証の譲渡の禁止)の規
定に違反する行為(未遂の場合を含む)

定に違反する行為又は第二十一條第二項（証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機関の開設者を罰するの外、その管理者に対しても第四十一條又は第四十二條の刑を科する。但し、当該管理者がその違反行為を知らなかつたときは、この限りでない。

國又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関について第五條第三項（指定証の譲渡及び貸与の禁止）、第十八條（譲渡証及び譲受証の交付、保存及び譲渡禁止）又は第二十一條第二項（証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機関の管理者に対して第四十二条の刑又は前條の過料を科する。

して三十日を経過した日から、施行する。
(覚せい剤所有の届出)
2 この法律施行の際現に覚せい剤を所有している者は、この法律施行後十五日以内に、その氏名(法人にあつてはその名称)、住所及び職業並びに所有している覚せい剤の品名及び数量を住所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出なければならない。
(経過的譲渡措置)
3 前項の届出をした者(この法律の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤研究者を除く。)は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覚せい剤をこの法律の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤研究者又は覚せい剤研究者に譲り渡すことができる。
4 前項の規定により覚せい剤の譲渡及び譲受がなされた場合には、譲渡人及び譲受人の氏名(法人にあつてはその名称)、住所並びにその覚せい剤の品名及び数量を譲渡人及び譲受人連署の上、譲受人の製造所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。
5 第二項に規定する者については、この法律施行の日から同項の規定による届出をするまでの間は、第十四條第一項所持の禁止の規定は適用しない。
6 第二項の規定による届出をした者については、第三項の規定によ

7 前二項の場合には、前二項に規定する第一項(所持の禁止)の規定は適用しない。

8 第三項の規定による譲渡については、第十七條(譲渡又は譲受の制限及び禁止)、第十八條(譲渡証及び譲受証)及び第二十一條(第二項(託紙による封を施さない覺せいの剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定は適用しない)。

9 覚せい剤製造業者の指定を受けた者がこの法律施行後初めて指定を受けた時に所有していた覚せい剤又は第三項の規定により譲り受けた覚せい剤は、この法律の規定によりその製造業者が製造したものとみなす。

(業事法の一改正)

10 葡萄酒法の一部を次のようによつて改正する。

第四十六條第三項を次のように改める。

3 厚生大臣は医薬品、用具又は化粧品の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは反する行為があつたときは、そ

(厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のよう
に改正する。
第五條第四十八條の次に次の二
号を加える。
四十八の二 覚せい剤取締法(昭
和二十六年法律第一号)の規
定に基き覚せい剤製造業者及び
國の開設する覚せい剤施用機關
の指定を行い、並びにその指定
を取り消すこと。
第十一條中第七号を第八号と
し、以下順次一号ずつ繰り下げ、
第六号の次に次の一号を加える。
七 覚せい剤の取締及び処分を
行うこと。

三條大巾適用に關する請願（第一七六八号）	完全看護、完全給食の内容向上に關する請願（第一七六九号）	戦争犠牲者遺族援護の立法化に関する請願（第一七七〇号）
医療分業反対に關する請願（二通）	医療分業反対に關する請願（二通）	医療分業反対に關する請願（二通）
請願者 島根県能義郡安来町 会長 田部専一外一名	請願者 静岡県清水市清水三一 原齋外一名	請願者 九清水市醫師會長 宮
紹介議員 櫻内 義雄君	紹介議員 長島 銀藏君	紹介議員 長島 銀藏君
この請願の趣旨は、第一一二二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。
第一七二九号 昭和二十六年五月八日受理	第一七五〇号 昭和二十六年五月八日受理	第一七二九号 昭和二十六年五月九日受理
医療分業反対に關する請願（二通）	医療分業反対に關する請願（二通）	医療分業反対に關する請願（二通）
請願者 三重県名賀郡医師會長 政本祭	請願者 三重県名賀郡医師會長 政本祭	請願者 川崎一郎
紹介議員 楠内 春彦君	紹介議員 楠内 春彦君	紹介議員 楠竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。
第一七三〇号 昭和二十六年五月八日受理	第一七四〇号 昭和二十六年五月八日受理	第一七三〇号 昭和二十六年五月九日受理
医療分業反対に關する請願（二通）	医療分業反対に關する請願（二通）	医療分業反対に關する請願（二通）
請願者 和歌山県日高郡御坊町 大字蘭二〇一高郡医	請願者 京都市中京区西一京田 町七九京都市中京西部	請願者 石川県金沢市殿町六五 石川県医師會長 内田
紹介議員 有馬 英二君	紹介議員 有馬 英二君	紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一二二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。
第一七三五号 昭和二十六年五月八日受理	第一七四五八号 昭和二十六年五月八日受理	第一七三九号 昭和二十六年五月十日受理
医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願
請願者 宮城県刈田郡白石町白 石東小路三三刈田郡医 師会長 加藤卯三郎	請願者 高山市医師會長 野村 朋一	請願者 林屋龜次郎君 中川 幸平君
紹介議員 高橋進太郎君	紹介議員 古池 信三君	紹介議員 豊嶽外一名
現行の任意医療分業制度は、最も自由 民主的で実情に即し便利で經濟的であるから、國民福祉の点から強制医療分 業制度に反対であるとの請願。	この請願の趣旨は、第一一二二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。
第一七二六号 昭和二十六年五月八日受 理	第一七四五九号 昭和二十六年五月八日受 理	第一七三〇号 昭和二十六年五月九日受 理
医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願
請願者 三重県宇治山田市常磐 町一五〇宇治山田市医 師會長 鶴谷敬三	請願者 石川県松原市東町四一 靖男	請願者 北海道旭川市長 坂東 幸太郎外八十四名
この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。
第一七七一号 昭和二十六年五月九日受 理	第一七八一号 昭和二十六年五月九日受 理	第一七八二号 昭和二十六年五月十日受 理
医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願
請願者 石川県小松市東町四一 靖男	請願者 広島県双三郡十日市市 長 日下部旦三	請願者 北海道札幌市南一條西 十丁目 辻野喜一外百 十九名
紹介議員 山田 節男君	紹介議員 前田 義君	紹介議員 若木 勝藏君
この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。
第一八〇〇号 昭和二十六年五月十日受 理	第一八〇〇号 昭和二十六年五月十日受 理	第一八〇〇号 昭和二十六年五月十日受 理
医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願
請願者 三重県宇治山田市二俣 町三三二ノ一度会那医 師会長 山際源一郎	請願者 三重県宇治山田市二俣 町三三二ノ一度会那医 師会長 山際源一郎	請願者 木戸三千治
紹介議員 前田 義君	紹介議員 前田 義君	紹介議員 小川 久義君
この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。
第一八〇一号 昭和二十六年五月十日受 理	第一八〇一号 昭和二十六年五月十日受 理	第一八〇二号 昭和二十六年五月十日受 理
医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願	医療分業反対に關する請願
請願者 栃木県那須郡川西町黒 姫	請願者 坂東 坂東	請願者 富山県新湊市新町一五 〇新湊市医師會長 木戸三千治
この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。	この請願の趣旨は、第一七二五号と同 じである。

第一七六一號 昭和二十六年五月九日受理 医業分業制度確立に関する請願(三十通)

請願者 神奈川県平塚市新宿一、二六〇 加川誠一外三十一名

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七六二號 昭和二十六年五月九日受理 医業分業制度確立に関する請願(五通)

請願者 東京都中野区江古田町一ノ二・〇四七 松井外三名

紹介議員 郷外四名

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七六三號 昭和二十六年五月九日受理 医業分業制度確立に関する請願(五通)

請願者 東京都中野区野方町一七五八 小川端午外四名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七七三號 昭和二十六年五月九日受理 医業分業制度確立に関する請願(請願)

請願者 滋賀県甲賀郡大原村大字大原市場一六四ノ二西谷平一外十七名

紹介議員 西川甚五郎君 村上義一君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八八號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願(四通)

請願者 香川県大川郡三本松町九六 寄木春義

紹介議員 三好 始君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八九號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願(三通)

請願者 東京都中野区新井町五一七 村上齊一外二名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八九號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願(四通)

請願者 東京都中野区江古田町一ノ二・〇四七 松井外三名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八〇二號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願

請願者 大分県別府市鶴川町伊藤孝

紹介議員 松原一彦君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八三八號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願

請願者 宮崎県延岡市岡富甲四、八〇三 撩嫗昭代外五十七名

紹介議員 三輪貞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七六八號 昭和二十六年五月九日受理 国立療養所入所費等取扱細則第三條大中適用に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畠村黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内藤村幸雄外二百十一名

紹介議員 藤森眞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八九號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畠村黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内藤村幸雄外二百十七名

紹介議員 藤森眞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七八九號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願

請願者 福岡県戸畠市議会議長白木正元

紹介議員 波多野鼎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八三六號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願

請願者 上原正吉君

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八三八號 昭和二十六年五月十日受理 医業分業制度確立に関する請願

請願者 黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内藤村幸雄外二百八十八名

紹介議員 藤森眞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七七〇號 昭和二十六年五月九日受理 国立療養所退所措置緩和に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畠村黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内藤村幸雄外二百十七名

紹介議員 藤森眞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七七一號 昭和二十六年五月九日受理 国立都城病院病棟改築工事に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 日高三輪貞治君

紹介議員 三輪貞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七九二號 昭和二十六年五月九日受理 国立都城病院は、宮崎県における総合医療機関として、また県民唯一の厚生福祉施設として重要な使命を果している。しかしに同病院は、医療法制定前に工場の建物を利用して開設したたるから、國立都城病院の病棟改築工事は、遺憾の点が多く、一方同病院の結核病棟を外来病棟に改造する案は、病院の運営からも、一般民家の要望でもあるから、國立都城病院の病棟改築工事を早急に実施せられたいとの請願。

第一七六九號 昭和二十六年五月九日受理 の緩和処置を講ぜられたいとの請願。

第一七九一號 昭和二十六年五月九日受理 完全看護、完全給食の内容向上に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 日高三輪貞治君

紹介議員 三輪貞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七九二號 昭和二十六年五月九日受理 戰争犠牲者遺族援護の立法化に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 日高三輪貞治君

紹介議員 三輪貞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七九三號 昭和二十六年五月九日受理 国立都城病院は、宮崎県における総合医療機関として、また県民唯一の厚生

福社として重要な使命を果してい

る。しかるに同病院は、医療法制定前

に工場の建物を利用して開設したた

るが、最も完全治療に至るまで退所勧告を行わないことを

が全面的に施行されると現在の設備で

は遺憾の点が多く、一方同病院の結核

病棟を外来病棟に改造する案は、病院

の運営からも、一般民家の要望でもあるから、國立都城病院の病棟改築工事

を早急に実施せられたいとの請願。

(二)増床をすみやかに実施すること等

第一〇八三号 昭和二十六年五月十日受取

児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願

請願者 石川県内石川県社会福祉協議会長 直山興二外三名

紹介議員 中川 幸平君 林屋龍次郎君

昨年度より児童福祉法に要する費用が平衡交付金に切換えられた結果、児童福祉事業のように一般行政部門に比して地味な上に実効の直ちに現われたものに対してもは第二義的に取扱われるため、児童福祉施設の措置費交付が減額または遅延し、このために公児童福祉の確保にいちじるしい支障を生じているから、児童福祉法に要する費用を平衡交付金制より切離し補助金制にせられたいとの請願。

第一八五四号 昭和二十六年五月十日受取
二日受理
生活保護法等の公的保護事務費国庫負担に関する請願
請願者 岐阜県多治見市議会議長 長谷川亮三
紹介議員 古池 信三君
市町村における公的保護費の大部は全額市町村の負担となつてゐる。しかるに昭和二十五年五月の法律第一八二号によつて、人件費および需要費等の諸経費はいちじるしく増加し、市町村の財政に大きな影響を與えてゐるから、事務費についても國庫負担の途を講ぜられたいとの請願。

第四〇四号 昭和二十六年五月九日受取

医療分業反対に關する陳情

陳情者 京都府相楽郡川西村字高田喜太郎外一名

この陳情の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四〇九号 昭和二十六年五月十日受取
医療分業反対に關する陳情
陳情者 宮城県玉造郡鳴子町玉喜外一名

この陳情の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一〇号 昭和二十六年五月十一日受取
医療機関整備に見返資金融資の陳情
陳情者 福島市中町七一福島県医師会長 中尾秀雄

この陳情の趣旨は、第四〇四号と同じである。

勢下にあつては、資金難から実現困難であるから、このあい路を開き、法の期待する医療の向上を図るために対応策として、見返資金融資の途を講ぜられたいとの陳情。

港」という。及び検疫を行ふ飛行場（以下「検疫飛行場」という）は、政令で定める。

第二章 検疫

第四條 左に掲げる船舶（以下「外国から来航した船舶」という。）の船長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検疫

又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならない。但し、検疫を受けるため、第八條第一項に規定する検疫区域又は同條第三項の規定により指示された場所に入れ得る場合は、この限りでない。

一 外国を発航し、又は外国に寄港して來航した船舶は、その

二 航行中に、検疫传染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として政令で指定する

一 外国を発航し、又は外国に寄港して來航した船舶（検疫

二 流行し、又は流行するおそれのある地域として政令で指定する

「船舶等」という。については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出してはならない。但し、検疫所長の許可を受けた場合は、この限りでない。

は、物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出してはならない。但し、検疫所長の許可を受けた場合は、この限りでない。

外の場所に入るべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならぬ。

- 4 第一項及び第二項の検疫区域は、厚生大臣が、運輸大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ことにして、以上を定め、告示する。(検疫信号)

第九條 船舶の長は、検疫を受けるため当該船舶を検疫区域又は前條第三項の規定により指示された場所に入れた時から、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、厚生省令の定めるところにより仮検疫済証が失効し、又は同様の間も、同様とする。

第十條 船舶等が検疫区域又は第八條第三項の規定により指示された(検疫の開始)時から、当該船舶を港外に退去させ、又は更に検疫済証若しくは仮検疫済証の交付を受けるまで

名、寄航地名その他厚生省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮檢

- 疫済証の失効後に受けた検疫にあつては、検疫所長から求められた場合に限る。

- 2 検疫所長は、船舶の長に対し、第一号から第三号までに掲げる書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求めることができる。

一 乗組員名簿
二 乗客名簿
三 積荷目録
四 航海日誌又は航空日誌
五 その他検疫のために必要な書類

する地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫伝染病の患者又は死者があつた船舶等、検疫伝染病患者若しくはその死体、又はベスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫伝染病の病原体に汚染し、又に汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断された限度において、左に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

- 一 検疫伝染病患者(検疫伝染病の病原体保有者及び検疫伝染病の疑似症を呈している者を含む。以下同じ。)を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。
二 検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある者を停止し、又は検疫官をしてこれを行わせること。

三 検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所を消毒し、若しくは検疫官をして消毒させ、又はこれらの物であつて消毒によりがたいものの廻棄を命ぜること。

四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところに従い、検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある死体(死胎を含む)の火葬を行ふこと。

五 検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所の使用を禁止し、若しくは制限し、又はこ

れらの物の移動を禁止すること。

六 検疫官その他適当と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わせること。

七 必要と認める者に対して予防接種を行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせること。

2 検疫所長は、前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる措置をとる必要がある場合において、当該検疫所の設備の不足等のため、これに応ずることができない場合は、当該船舶等の長と認めることは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検疫又は検疫飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

2 前項の収容期間は、各検疫伝染病につき、それぞれ左に掲げる時間に経過してはならない。

一 コレラについては、百二十時間
二 ベストについては、百四十四時間
三 発しんチフスについては、三百三十六時間
四 痢疾については、三百三十六時間
五 黃熱については、百四十四時間

ことが判明したときは、直ちに、隔離を解かなければならない。

(停泊)

- 第十六条 第十四條第一項第二号に規定する停留は、収容期間を定めて、検疫所に設けられた停留室に収容して行う。但し、やむを得ない場合には、船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

2 前項の収容期間は、各検疫伝染病につき、それぞれ左に掲げる時間に経過してはならない。

一 コレラについては、百二十時間
二 ベストについては、百四十四時間
三 発しんチフスについては、三百三十六時間
四 痢疾については、三百三十六時間
五 黃熱については、百四十四時間

国内に侵入するおそれがないと認めたときは、当該船舶等の長に対

(板検査済証の交付)

ならない

第十八條 検疫所長は、検疫簿証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫

おそれがほんとないと認めたときは、当該船舶等の長に対し、一定の期間を定めて、仮検疫鑑定試験を交付することができる。この場合において、検疫所長は、検疫伝染病原体に汚染したおそれのある者で停留されないものに対し、健康状態に異状を生じたときは、保健所その他の医療機關について診察を受けるべき旨その他検疫伝染病の予防上必要な事項を指示す。

第十九條 仮検疫証の交付を受けた船舶等に、前條の規定により定められた期間内に、検疫伝染病患者又は検疫伝染病による死者が発生したとき、当該仮検疫証は、その効力を失う。この場合にはおいては、当該船舶等の長は、直ちに通報しなければならない。

は、当該船舶等について更に第十四条第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めたときは、前條の規定により定めた期間内に限り、当該仮検疫検査証の効力を失わり、

3 前二項の規定により仮検疫済証が失効した場合において、当該船舶等が港内又は風行場内に停泊中であるときは、第一項の通報を受けた検疫所長又は当該仮検疫済証を交付した検疫所長は、当該船舶等の長に対し、当該船舶等を検疫区域若しくはその指示する場所に入れ、又は港外若しくは飛行場外に退去させるべき旨を命ずることができ。

(証明書の交付)

第二十條 検疫所長は、第十四條第一項第六号の規定により、検疫官その他適当と認める者をして船舶についてねずみ族の駆除を行わせた場合において、当該予防接種を受けた者から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

2 検疫所長は、第十四條第一項第七号の規定により予防接種を行ない、又は検疫官その他適當と認める者をしてこれを行わせた場合において、当該予防接種を受けた者から求められたときは、これに關する証明書を交付しなければならない。

(緊急避難)

第二十一條 検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の船長は、急迫した危難を避けるため、やむを得ず当該船舶等を国内の港に入れ、又は検疫飛行場以外の風行場に着陸させ、若しくは着水させた場合において、その急迫

に、当該船舶を検疫区域若しくは検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む)の指示する場所に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由により当該船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させることができないときは、船舶等の長は、もよりの検疫所長、検疫所がないときは保健所長に退去させることができないときは、船舶等の長は、もよりの検疫所長、検疫所がないときは保健所長に、検疫伝染病患者の有無、発航地名、寄航地名その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた検疫所長又は保健所長は、当該船舶等について、検査、消毒その他検疫伝染病の予防必要な措置をとることができる。

4 第二項の船舶等であつて、当該船舶等を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがあるなどない旨の検疫所長又は保健所長の確認を受けたものについては、当該船舶等がその場所にどまっている限り、第五條の規定を適用しない。

5 前項の規定は、国内の港以外の海岸又は飛行場以外の場所において航行不能となつた船舶等について準用する。

6 検疫諮詢又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危難を避けるため、やむを得ず当該船舶から上陸し、若しく

は物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出した者があるときは、直ちに、もよりの保健所長又は市町村長に、検疫伝染病患者の有無その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

(軍用艦船等の検疫)

第二十二条 外國の軍用艦船又は軍用航空機の検疫については、別に法律で定める。

(海上保安庁の船舶等に関する特例)

第二十三条 海上保安庁の船舶その他海上における犯罪の予防、鎮圧及び捜査又は海上における被疑者の逮捕に関する業務に従事する船舶が、その業務に関して第四條第一項第二号に該当するに至つた場合における当該船舶の検疫については、政令で特別の規定を設けることができる。

2 前項の政令においては、保健所長をして検疫業務に従事させる旨の規定を設けることができる。

第三章 検疫所長の行うそとの他の衛生措置

(衛生措置)

第二十四条 検疫所長は、検疫を行ふに當り、当該船舶等内に、伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一條第一項に規定する伝染病又は同條第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病で検疫伝染病以外のものの患者若しくは死者を発見したとき、又は当該船舶等がこれらの伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めたときは、検疫官そ

第二十五條 検疫所長は、検疫を行ふに當り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われてないと認めたときは、当該船舶の長に対し、ねずみ族を駆除すべき旨を命ずることができ。 (ねずみ族の駆除)

第二十六條 検疫所長は、船舶又は航空機の所有者又は長が、政令の定めるところにより手數料を納めて、当該船舶若しくは航空機に對する検疫伝染病の病原体の有無に關する検査、消毒、若しくはねずみ族若しくは虫類の駆除、その乗組員等に対する診察若しくは予防接種、又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることがができる。

2 検疫所長は、外国に行こうとする者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、検疫伝染病に関する診察、病原体の有無に関する検疫若しくは予防接種又はこれ

らの事項に関する証明書の交付を

求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

(検疫港等における応急の衛生措置)

第二十七條 検疫所長は、伝染病予防法第一項に規定する伝染病又は同條第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、検疫官その他適当と認める者をして、当該区域内にある船舶若しくは航空機又は当該区域内に設けられている施設、建築物その他の場合について、ねがみ族若しくは虫類の駆除、清掃若しくは消毒を行わせ、又は当該区域内で労働に従事する者について、健康診断若しくは虫類の駆除を行わせることができる。

2 検疫所長は、前項の措置をとったときは、すみやかに、その旨を関係行政機関の長に通報しなければならない。

第四章 雜則

(検疫官)

第二十八條 この法律に規定する事務に従事させるため、厚生省に検疫官を置く。

第二十九條 検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行ふため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場合に立ち入ることができる。

(立入権)

第三十條 この法律の規定による職務を行ふため必要があるときは、船舶の全部又は一部を負担することと定めた施設、建築物その他の場合に立ち入ることができる。

(權限の解釈) 第三十條 この法律の規定による職務を執る者は、疫所長及び検疫官の権限は、犯罪に認めたために認められたものと解釈してはならない。

(制服の着用及び証票の携帯) 第三十一條 検疫所長及び検疫官は、この法律の規定による職務を行なうときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、關係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 検疫所長及び検疫官の制服は、厚生大臣が定める。

(実費の徴収)

第三十二條 検疫所長は、左に掲げる場合においては、船舶等の所有者又は長から、政令の定めるところにより、その実費を徴収しなければならない。

一 第十四條第一項第三号、第四号又は第六号に規定する措置をとつたとき。

二 船舶等の乗組員に対して第十四條第一項第一号又は第二号に規定する措置をとつたとき。

三 検疫所長は、船舶等に乗つてい

る者で乗組員以外のものに対し

て、第十四條第一項第一号又は第二号に規定する措置をとつた場合においては、その者から、政令の定めるところにより、その実費を徴収しなければならない。

4 検疫所長は、前二項の規定によ

り実費を負担しなければならない。

5 第十四條第一項第一号から第五号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官

が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

に違反した者

六 第十四條第一項第五号の处分

は、この法律の規定による職務を行ふため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場合に立ち入ることができる。

(罰則) 第三十三條 第二十一條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により保健所長がとする措置に要する費用は、当該保健所を設置する都道府県又は市が支弁し、国庫は、政令の定めるところにより、これを負担しなければならない。第二十三條第二項の規定に基く政令の規定により、保健所長が検疫業務に従事する場合において、これに要する費用についても、同様とする。

(検疫伝染病以外の伝染病についてのこの法律の準用) 第三十四條 外国に検疫伝染病以外の伝染病が発生し、これについて検疫を行ななければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、伝染病の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該伝染病について、第二章及びこの章(次條から第四十條までを除く。)の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留のための収容特別の規定を設けることができる。

らず、その全部又は一部を徴収しないことができる。

4 前三項の規定は、第二十一條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により、検疫所長又は保健所長が必要な措置をとつた場合に準用する。

4 (費用の支弁及び負担) 第三十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

一 第五條の規定に違反した者

二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

三 第十五條第二項(第十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十一條第一項若しくは第

三 第十九條第三項の規定に基く命令に違反した者

五 第二十一條第一項若しくは第

一 第十一條第一項の規定に違反する者は、六月以下の懲役又は五万元以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者

二 第十一條第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求める者は、五千円以下の罰金に処する。

三 第十二條の規定による質問に對し、虚偽の答弁をした者

四 第十三條の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四條第一項第一号から第五号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官

が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十四條第一項第五号の処分

は、この法律の規定による職務を行ふため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場合に立ち入ることができる。

七 第二十四條の規定により検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九條の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十九條第三項の規定において準用する場合においては、當該政令で準用する規定に係る前五條の罰則の規定もまた、

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

一 第五條の規定に違反した者

二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

三 第十四條第一項又は第二項の規定に違反した者

四 第十九條第一項の規定に違反した者

五 第二十一條第一項若しくは第

一 第十一條第一項の規定に違反する者は、六月以下の懲役又は五万元以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者

二 第十一條第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求める者は、五千円以下の罰金に処する。

三 第十九條第三項の規定に基く命令に違反した者

四 第二十一條第一項若しくは第

一 第二十五条第一項の規定に基づく命令に違反した者

二 第二十九條第一項の規定に基く命令に違反した者

三 第二十九條第三項の規定に基く命令に違反した者

四 第二十九條第一項若しくは第

一 第二十九條第一項の規定に基く命令に違反した者

二 第二十九條第一項若しくは第

一 第二十九條第一項の規定に基く命令に違反した者

三 第二十九條第一項若しくは第

一 第二十九條第一項の規定に基く命令に違反した者

四 第二十九條第一項若しくは第

一 第二十九條第一項の規定に基く命令に違反した者

五 第二十九條第一項第一号から第五号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官

が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十四條第一項第五号の処分

は、この法律の規定による職務を行ふため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場合に立ち入ることができる。

七 第二十四條の規定により検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九條の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十九條第三項の規定において準用する場合においては、當該政令で準用する規定に係る前五條の罰則の規定もまた、

準用されるものとする。

(省令委任)

第四十一条 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のため手続その他その執行について必要な事項は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

(海港検疫法の廃止)

2 海港検疫法(明治三十二年法律第十九号)は、廃止する。

(許可証の効力)

3 この法律の施行前に検疫所長が連合国最高司令官の承認を得て交付した自由交通許可証又は條件附交通許可証は、それそれこの法律の規定により検疫所長が交付した検疫証又は仮検疫証とみなす。

(現に継続中の検疫)

4 この法律の施行の際現に継続中の検疫については、なお、從前の例による。その検疫に関する違反行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

5 第二項の規定は、前項の検疫について交付された自由交通許可証又は條件附交通許可証に準用する。

(罰則に関する経過規定)

6 この法律の施行になした違反行為に対する罰則の適用については、なお、從前の例による。

(国内航空運送事業令の一部改正)

7 国内航空運送事業令(昭和二十一年五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件

五年政令第三百一十七号の一部を次のよう改正する。

附則第二項中「同法第三十九條から第四十一條までの規定」を

「同法第三十九條及び第四十條の規定」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正)

8 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号の次に次の二号を加える。

六 検疫法(昭和二十六年法律第十九号)第十三條第二項

の規定により解剖する場合

(厚生省設置法の一部改正)

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十号を次のように改める。

三十 検疫法(昭和二十四年法律第十九号)の規定に基づき、検疫区域を定めること。

第九條第十一号及び第二十條第一項中「海港及び空港」を「港及び飛行場」に改める。

(一) 検疫支所		記	
名	称	位	置
横浜検疫所	横須賀支所	神戸検疫所	神奈川県横須賀市田浦
東京検疫所	羽田支所	大阪支所	大阪市港区埠頭
門司検疫所	若松出張所	東京都大田区羽田江戸見町	福岡県若松市新地町九〇八ノ一

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

定により、検疫所の支所及び出張所を左記のように設置したいので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)第二十條第三項の規

昭和二十六年六月五日印刷

昭和二十六年六月六日発行